

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	12		
総務文教常任委員会記録				
日時	令和 8年 3月13日 (金)	開会 閉会	午前 8時57分 午後 3時43分	会場 須崎市総合保健 福祉センター 2階 会議室1
出席者	委員長 大崎 宏明 委員 杉山 愛子 委員 佐々木 學 委員 土居 信一		副委員長 海地 雅弘 委員 松田 健 委員 山本 啓介	
市側出席者	副市長 (梅原健一郎) 会計管理者兼会計課長 (濱崎 守央) 総務課長 (松浦 すが) 企画情報課長 (堅田 典寿) プロジェクト推進室次長 (有澤 聡明) 元気創造課長 (小川 智義) 文化スポーツ・観光課長 (廣見 太志) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 防災課長 (楠瀬 晃) 税務課長 (青木 裕子) 教育長 (竹内 新) 教育次長 (西村 浩司) 学校教育課長 (森光 和明) 生涯学習課長 (福本 博一) 子ども・子育て支援課長 (市川ゆかり)			
	【事務局】局長：久万 敏幸 次長 松本 佐和			
欠席者	なし		記録者	松本 佐和
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 1号 須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について			原案可決	
市議案第 4号 須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する 条例の制定について			原案可決	
市議案第 5号 須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について			原案可決	
市議案第 6号 須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関 する条例の制定について			原案可決	
市議案第 7号 須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について			原案可決	

市議案第 8号	技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 を改正する条例について	原案可決
市議案第 11号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例に ついて	原案可決
市議案第 12号	須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 13号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例につ いて	原案可決
市議案第 14号	須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃 止する条例について	原案可決
市議案第 15号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 16号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 17号	令和8年度須崎市一般会計予算について《分 割》	原案可決
市議案第 18号	令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 19号	令和8年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 20号	令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算につい て	原案可決
市議案第 27号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）に ついて《分 割》	原案可決
市議案第 28号	令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2 号）について	原案可決
市議案第 32号	須崎市過疎地域持続的発展計画について	原案可決
市議案第 33号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 34号	指定管理者の指定について	原案可決

市議案第35号 指定管理者の指定について

原案可決

市議案第38号 指定管理者の指定について

原案可決

(2) 請願・陳情について

陳情第25号 「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と
弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設
整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択の
お願い

採 択

陳情第26号 再審規定の改正を求める意見書発出について（お
願

採 択

陳情第27号 須崎市における相撲場新設について

採 択

(3) その他

総務文教常任委員会記録《令和 8年 3月13日》

○午前 8時57分 開議

~~~~~

○大崎委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いいたします。休憩中の執行部への長時間の質問につきましても極力控えるようお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入ります。

今議会、総務文教委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第1号 須崎市犯罪被害者等支援条例の制定について

○大崎委員長＝まず、市議案第1号須崎市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝おはようございます。

市議案第1号須崎市犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書1ページから4ページでございます。本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市並びに市民や事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定しようとするものでございます。

2ページからの条例案でございますが、まず第1条で目的を、第2条で定義を、第3条で基本理念を、第4条では市の責務を、3ページに移りまして、第5条では市民等の責務を、第6条で事業者等の責務をそれぞれ規定をいたしております。

次に、第7条では相談及び情報の提供等を規定し、第8条では日常生活の支援を、第9条では安全の確保を、第10条では居住の安定として、犯罪被害者等への支援

について規定をするものでございます。

また、第11条では広報及び啓発を、第12条では民間支援団体への支援を、第13条では支援の制限を規定し、第14条、委任規定を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決するものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第4号 須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第4号須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝おはようございます。

市議案第4号須崎市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書10ページ、11ページでございます。本議案は、令和8年4月から須崎市立学校において学校給食に係る業務を須崎市立学校給食センターで行うに当たり、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では設置目的を、第2条では名称及び位置を、第3条では管理運営については教育委員会が行うことを定めております。第4条では職員について、第5条では給食センターを適正かつ円滑に運営するための運営委員会の設置について、第6条では委任事項を規定しております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、第2項で、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給

条例の一部改正を行い、須崎市立学校給食センター運営委員会委員の報酬の額を5,000円と定めることといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝よろしくお願ひします。

運営委員会についてですけれども、議案に反対をするものではありません。運営委員会の委員の選任はどのように行うのか、また、運営委員はどのような職務というか任務があるのかということをお聞きします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝お答えします。

まず、メンバーにつきましては、学校長とか保護者とか有識者で15名以内を考えております。

内容につきましては、まさにその運営に関することをここで議論してもらうということでございます。

メンバーにつきましては、また広く公募するようにもしておりますし、公平な選び方を考えております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝そうしましたら、公募とかということもあるんですか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝そういうこともあり得るかなと、今、検討しております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝はい、分かりました。もう一個。

恐らく定例会などがあるのかなと思うんですけれども、議事録なんかは取られませんか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝当然、議事録につきましても作るものでございます。

○杉山委員＝ありがとうございます。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第5号 須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第5号須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝子ども・子育て支援課です。おはようございます。

市議案第5号須崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の12ページから22ページでございます。本議案は、令和8年4月から乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の実施に伴い、給付費の支払いを受けるための確認基準である特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が国から示されたのを踏まえ、本市においても運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

こども誰でも通園制度に対応した乳児のための支援給付が創設されましたが、この給付費の対象となる事業者は児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、市町村の条例で定める運営に関する基準を満たすことが求められます。この条例にある特定とは、自治体が定める基準を満たしているとして市の確認を受け、乳児のための支援給付の対象となる事業になることを意味するものでございます。

13ページを御覧ください。第1章、総則としまして、第1条で趣旨を、第2条で一般原則について規定いたします。

14ページに移り、第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準としまして、第3条では利用定員に関することを規定し、第4条では特定乳児等通園支援事業者と利用者との面談実施に関することを、第5条では、事業者は正当な理由がなければ保護者からの利用申込みを拒んではならないことを、第6条では主に市町村が利用を希望する保護者に対して行う適切な事業者の紹介や利用調整に対してできる限り協力しなければならないことを規定いたします。第7条では乳児等支援給認定証に記載された事項の確認について、15ページに移りまして、第8条では乳児等支援給認定の申請に係る援助について規定いたします。第9条では乳児等支援給認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握について、第10条では特定教育・保育施設等との連携について規定いたします。第11条では特定乳児等通園支援の提供の記録について、第12条では特定乳児等通園支援に関する費用の

額の受領について規定いたします。16ページに移りまして、第13条では乳児等支援給付費の額に係る通知等について、第14条では特定乳児等通園支援の取扱方針について規定いたします。第15条では特定乳児等通園支援に関する評価等について、17ページに移りまして、第16条では乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないことを規定いたします。第17条では乳児等支援給付認定子どもの緊急時等の対応について、第18条では乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について、第19条では事業の運営規程について、第20条では職員の勤務体制の確保等について、18ページに移りまして、第21条では利用定員の遵守について規定、第22条では重要事項の掲示等について、第23条では乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定いたします。第24条では虐待等の禁止、第25条では秘密保持等について、19ページに移りまして、第26条では情報の提供等について規定いたします。第27条では利益供与等の禁止、第28条では苦情解決について、20ページに移りまして、第29条では地域との連携等について規定いたします。第30条では事故発生の防止及び発生時の対応について、第31条では会計の区分について、第32条では記録の整備等について規定いたします。

第3章、雑則としまして、第33条では電磁的記録等について規定し、22ページに移りまして、第34条では委任について規定いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝ちょっとお聞きできるか分からないんですが、利用の須崎市におけるこの制度の利用定員、また、利用料金についてはもう決まっているのでしょうか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝利用料金については、まだ今、検討をしているところでございます。

○杉山委員＝定員。

○市川子ども・子育て支援課長＝利用定員につきましては、受けていただきます保育所の利用の定員の空きの中で実施をしたいと思っております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝そうしましたら、空きがあるだけ受け入れられるということですか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

- 市川子ども・子育て支援課長＝はい、利用定員の中で、空きの中でさせていただくという制度を使わせていただきます。
- 大崎委員長＝杉山さん。
- 杉山委員＝そうなんですね。ちょっと3人とか、そういう上限が決まっているのかなということもどこかで聞いたようには思うんですが、例えばじゃあ0歳児クラスに1空きがありました、1歳児クラスに3の空きがありますとか、2歳児クラスに2空きがありますとかっていったら、6人、1日に受け入れられるということになりますか。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝須崎市では、余裕活用型という制度を使ってこの制度を始めたいと思っております。特にこれに関して利用定員を特別に定めるということを行わないように制度を始めたいと思います。
- 大崎委員長＝ほかにありませんか。
- 杉山さん。
- 杉山委員＝分かりました。
- この制度はすごく求められているものだと思うので、この制度が始まることは子育て支援の前進だというふうに思っています。ただ、預けられるお子さんの安全が本当に担保できるように、現場の状況が、担保できるのかということと、また、保育者の、保育士の方々の負担がどのくらい大きくなるのかということですか、既に保育園に入園している園児の保育の質が下がってはいけないなというようなことを心配をしております、この辺りはしっかり大丈夫なように運営されるということでもよろしいんですかね。
- 大崎委員長＝よろしいですかね。
- 杉山委員＝お答えを。
- 大崎委員長＝暫時休憩します。

午前 9時13分 休憩

午前 9時14分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝この制度が始まるに当たりましては、受け入れいただける保育園のほうともいろいろな定めとかも確認をしながら行っていきたいと思っておりますので、皆様に安心して使っていただけるような取り組みをさせていただきたいと思っております。
- 大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第6号 須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第6号須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

- 市川子ども・子育て支援課長＝市議案第6号須崎市子ども・子育て支援法の規定による過料に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の23ページから24ページでございます。本議案は、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に係る新たな給付として乳児等のための支援給付が開始されることから、乳児等のための支援給付に関して、質問検査の忌避や支給認定証の返還拒否などをした者に対しても過料を科することができるよう、子ども・子育て支援法第82条の規定に基づき条例を制定するものでございます。

議案書24ページを御覧ください。第1条では趣旨を、第2条では第1項で、保護者や事業者等が給付や支払いに関して必要な報告、文書や物件の提出・提示、質問や検査について、拒否や虚偽の報告・妨害をした場合や、支援給付認定の変更や取消しを行う際に、保護者が支給認定証、乳児等支援支給認定証の提出や返還の求めに応じない場合等において、10万円以下の過料に処することを、第2項では、過料の額は情状により市長が定めることと規定いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、よろしく願いいたします。

- 大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

- 杉山委員＝この過料の罰則というのは、こういう事態が発生したときに、突然過料が発生するのか、段階を踏んで発生するのかって、手順をお聞きします。

- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝まずはいきなり過料に処するというのではなく、相手方ともお話をさせていただく機会を設けてというような段階を踏んでいきたいと考えております。
- 大崎委員長＝杉山さん。
- 杉山委員＝金額は情状により市長が定めるということなんですけども、何か基準のようなものがありますでしょうか。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝この条例の中にあるように、10万円以下というところでは規定はしております。その後、また似通った事例に当てられた対応等の確認をさせていただいてになるかと思えます。
- 大崎委員長＝ほかにありませんか。
- ないようですので、採決いたします。
- 本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第7号 須崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第7号須崎市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 執行部の説明を求めます。
- 総務課長。
- 松浦総務課長＝市議案第7号須崎市職員定数条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。
- 議案書25ページと26ページをお願いします。本議案は、教育委員会事務局の職員定数について、49人から50人に改正しようとするものでございます。
- 改正内容でございますが、第2条第1項第6号中「49人」を「50人」に改めるもので、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。
- 以上でございます。よろしくお願いたします。
- 大崎委員長＝説明は終わりました。
- これより質疑に入ります。

杉山さん。

- 杉山委員＝職員が増えるということはいいことじゃないかなっていうふうに思って、市役所の職員の皆さんを見ていても、とても大変なような状況を感じるというか、お聞きをしているわけではないですけども、思いますので、増えるということはいいことというふうには受け止めているんですけども、このほかの委員会とか、ほかの課も同様に人員が不足しているような状況があるかなと思うんですけども、その辺り、この教育委員会の職員を増やすということを決定した経緯といたしますか。
- 大崎委員長＝暫時休憩します。

午前 9時20分 休憩

午前 9時20分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁お願いできますか。

総務課長。

- 松浦総務課長＝今回、教育委員会の事務部局の職員というところで、今、49人のものを50人に増やすところがございますが、それぞれ市長部局の人数、監査委員事務局の人数、議会事務局の人数、それぞれが定められておって、その範囲の中で職員を配置するというふうなことでございます。

特に市長部局につきましては、今、256人という人数で定められておまして、ちょっとそこには実際の配置よりは隙間があると。今、教育委員会については少しそこが今の、この前一般質問でもお答えしたとおり、「Make "IT" Fun」の取り組みでありますとか須崎市保育協会との連携というところで職員の増を考えている、その部分で増やすような今回、改正を上程をさせていただいているところです。

- 杉山委員＝はい、分かりました。

- 大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

改正する条例について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第8号技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

- 松浦総務課長＝市議案第8号技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書27ページ、28ページをお願いいたします。技能職員とは、地方公務員法第57条に規定する、単純な労務に雇用される一般職に属する者であり、須崎市では、現状では給食調理員のみとなっております。

本議案では、当該技能職員の給料表を国の基準に合わせ、行政職俸給表Ⅱによる運用を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

28ページ、改正内容でございますが、第2条では職員の定義を定めておりますが、運用していない職種について削除をし、整理をいたしております。次に、第3条、給与の種類では、対象となる職員に会計年度任用技能職員を除外し、第5号、特殊勤務手当を削り、それぞれ第6号から1号ずつ繰り上げるものでございます。次に、第4条第2項を加える改正は、技能職員の育児休業等に関する規定を定め、会計年度任用技能職員の給与を定めている第5条においては手当の種類を整理をするものでございます。最後に、第6条として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ついて

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第11号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

- 小川元気創造課長＝市議案第11号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書の35ページから37ページでございます。この条例は、誘致企業者に指定した者に対し、固定資産税が課されることとなった最初の年度以降の3年度分限り固定資産税を免除することができるものと、企業等立地促進奨励金と新規雇用奨励金の2つの奨励金を交付することができる、というものです。

また、誘致企業者の指定は、条例第3条において、投下固定資産が5,000万円以上、中小企業にあつては3,000万円以上である者、新規雇用従業者が10人以上、中小企業にあつては5人以上である者、環境整備に努める者、企業者が本市に納めるべき公金の滞納がない者、これら4つの条件の全てに該当する者、または事業開始から3年以内に該当するに至ると市長が認めた者とされており、また、誘致企業者の指定は須崎市企業等誘致促進審査会の審査を経て行うものとするとしております。

一方で、条例等には規定されていませんが、小売店や飲食店、その他サービス業の店舗等は指定の対象として想定されておりません。したがって、先ほど申しました4つの条件を全て満たしていたとしても、指定の対象として想定されていない者は申請をいただいても審査会において指定されない、あるいは審査会に諮る前に取下げを行っていただいております。

今回の改正は、指定の対象となる事業所について整理し、それを条例に明記することで、より円滑な運用を図ろうとするものです。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。

第2条中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同条第5号中「事業所に」を「対象事業所に」に改め、「で、給料、賃金、手当、賞与及びその他これらに類する給与の支払を受け、かつ、当該企業者に係る社会保険の被保険者である者」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に第8号を加えるものです。

これは、後に御説明いたします、第1号の次に第2号から第4号までを加えるために号を繰り下げるものと、繰り下げる号の規定において所要の改正を行うもの、また、第8号として、企業者が雇用する者のうち、給料、賃金、手当、賞与及びその他これらに類する給与の支払いを受け、かつ当該企業者に係る社会保険の被保険者である者を従業者として定義するものとなっております。

次に、第2条中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同条第2号中「事業所を」を「対象事業所を」に改め、「(施設の老朽化に伴う増改築及び補修を除く。)」を削り、同号を同条第5号とするものです。これにつきましても、第1号の次に第2号から第4号までを加えるために号を繰り下げるものと、繰り下げる号の規定において所要の改正を行うものとなっております。

次に、第2条第1号の次に第2号から第4号までの3号を加えるものとなっております。第2条第2号は、本条例の対象とする事業所を対象事業所として定義するものとなっております。アは、物の製造又は加工の用に供する施設を工場と、イは、商品の仕入卸売を行う事業又は商品の売買の代理業務若しくは仲立あっせんを行う事業の用に供する施設を卸売業関連施設と、ウは、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第2条第4項に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業、又はこれらに類する事業の用に供する施設を情報処理関連施設と、エは、通信回線等を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をコールセンターと、オは、本社として設置するものであって、当該施設において20人以上の従業者が勤務するものを拠点施設と、カは、本市の産業振興施策に合致するものとして規則で定める者による協議により承認されたものを特認施設と、それぞれ定義し、これらを対象事業所といたします。

なお、対象事業所は、過去の審査会での検討内容や誘致の実績等を踏まえつつ、他市町村の規定も参考にしながら整理いたしております。

次に、同項第3号は新設について定義するもので、ア、市内に新たに対象事業所を設置する場合、イ、市内に既存する施設を取得し、又は借り上げ、当該施設を対象事業所に更新する場合のいずれかに該当するものを新設として定義しております。

また、同項第4号は増設について定義するもので、市内に設置している施設と一体となることで効用を果たす対象事業所を、事業の拡大を目的として新たに設置することをいう。と規定し、なお、ただし書として、施設の合理化、老朽施設の更新、一部改造又は取替え若しくは補修をする場合を除く。と規定しております。新設及び増設を定義することで設置の内容を明確化するものとなっております。

次に、第3条第1項中「誘致企業者」の次に「(以下同じ。)」を加え、また、第5条第2項の表立地奨励金の項中「投下資産額」の次に「という。」を加えるもので、それぞれ所要の改正を行うものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山本さん。

○山本委員＝第2条第2号の対象事業の中に、何かこうアからカまで大体ざっくりって感じで上げてるんですけど、ちょっと何かコールセンターだけ、何かちょっと狭

い表現の仕方してるなと思って、何か、何とか施設みたいな、そういう表現の仕方はないのかなと思って、ちょっと、教えてもらいたいです。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝できるだけ明確化できる部分は明確化するという形で整理させていただいてまして、あと、他市町村の規定とかも参考にしながら、具体的なものは具体的で、あるいは具体的に規定できないものは関連施設とかっていう形で整理をさせていただいております。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。御意見ありませんか。質疑、御意見ないですか。ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第12号 須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第12号須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝おはようございます。

市議案第12号須崎市立市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書38ページ及び39ページでございます。本議案は、須崎市立市民体育館多ノ郷体育センターに整備を進めております冷暖房施設を利用する際の使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、体育館使用料を定めております別表に冷暖房使用料の欄を追加し、1時間当たりの使用料を650円に設定するものでございます。

あわせて、同表備考に冷暖房使用時間に係る1時間未満の端数の取扱いにつきまして追記するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝冷暖房の使用料が非常に低く設定をされていることが、すごくよかったと思うんですけども、市外のどなたでも、この体育館は登録などしてなくても使えると思うんですけど、違うのかな。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝この体育館は市外の方でも利用はできます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝全くの市外の方の利用というときにも、この冷暖房使用料を一律にということで、よろしいですか。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝冷暖房使用料につきましては、同じ金額で利用いただくという形としております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝分かりました。

ちょっと結構、想定してたとき、電気料がすごく、市が想定の半分を負担するような試算やったと思いますけど、なかなか冷暖房、これからは入ってくるかもしれないけど、近隣にそんなに多くはないと思うので、利用が集中したときにこの電気料が市の財政を圧迫しないんだろうかと少し不安もありましたが、大丈夫ということがかまいませんか。

○大崎委員長＝暫時休憩します。

午前 9時36分 休憩

午前 9時36分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝電気料は市内、市外一律、冷暖房使用料ですね、市内、市外一律という形にしてありますが、市内の方で使われる方はほぼほぼ学校施設開放登録団体の方々でございますので、市内の方は5割減免で使用できるといったこととなっております。以上でございます。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第13号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第13号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第13号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書の40ページから42ページでございます。本議案は、被措置児童等虐待に関する通報義務がある対象事業、施設が児童福祉法第33条の10第1項に追加、また、通報を受けて必要な措置等を講じる所管行政庁や審議会等について、同法第33条の10第2項及び第3項として新たに規定されたことから、関連する条例について条例改正をするものでございます。

まず、第1条、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正としまして、条例第13条中「第33条の10」の次に「第1項」を加える。ことといたします。

続きまして、第2条、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正としまして、先ほどの児童福祉法の改正、そのほかに利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定について、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合が追加されたことなどから、同条例第7条の本文（各号列記以外の部分に限る。）中「第3号」を「以下この条」に改めます。第13条中「第33条の10」の次に「第1項」を加えます。第14条については削除と改め、第18条第2項につきましては、母子保健法に基づく乳幼児健診の規定を加えたものに改めます。第38条につきましては、第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えます。

続きまして、第3条、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、同条例第26条中「第33条

の10」の次に「第1項」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上です。お願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第14号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第14号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第14号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例を廃止する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書43、44ページでございます。本議案により廃止する条例は、国際交流の発展及び外国語教育の充実を図るため語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する国際交流員及び外国語指導助手を特別職非常勤職員として任用するため、地方公務員法の規定に基づき、平成30年に制定いたしました。その後、特別職等において任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことを主な理由として、令和2年4月1日付にて地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国際交流員等の身分は特別職から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に移行いたしました。

このたび令和8年度より国際交流協定に基づき、新たに招致を予定している外国語指導助手について、その定義の明確化及び体制の整備、充実を図るため、現行の条例を整理する中で、法律の施行に伴い、須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を適用すべきであることが分かりましたので、この条例を廃止す

るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第15号 専決処分の承認について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第15号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部からそれぞれの説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書45ページ、市議案第15号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億3,442万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億6,531万7,000円とするものでございます。

それでは、引き続き所管課から御説明いたします。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝子ども・子育て支援課所管分について御説明させていただきます。

別冊補正予算書5ページでございます。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費5,208万3,000円の増額でございます。

まず、物価高対応子育て応援手当支給事業費4,640万2,000円ござい

ます。長期化する物価高の影響を受ける子育て世帯の支援のため、0歳から18歳までの子どもを養育する保護者に対し、子ども1人当たり2万円を支給するものでございます。支給額につきましては、第18節負担金補助及び交付金で4,400万円、その他システム改修委託料198万円や事務費の計上となっております。

続きまして、重点支援地方交付金事業費（ひとり親家庭等生活応援事業）になりますが、568万1,000円でございます。物価高騰に直面するひとり親家庭等の経済的支援として、市が支給する児童扶養手当の令和7年12月受給者及び12月分受給の新規認定者に対しまして、子ども1人当たり3万円を支給するものでございます。支給額につきましては、第19節扶助費で561万円、その他事務費の計上となっております。

2ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正、第3款民生費第2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業費30万円の追加でございます。この事業は、令和8年3月31日までに出生した児童も対象になっておりますことから、4月以降に申請書を受理する場面を見込みまして、次年度に繰り越すものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝続きまして、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の5ページでございます。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費、重点支援地方交付金事業費（すさきがすきさ地域振興券事業）2億6,039万9,000円につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様を支援するため、市内の登録店舗で御利用いただけるすさきがすきさ地域振興券を市民の皆様にお一人当たり1万3,000円分お配りするものとなっております。また、重点支援地方交付金事業費（ポイント還元事業）2,194万1,000円につきましては、物価高騰の影響を受ける須崎市内に店舗を構える事業者の支援、消費の喚起及び須崎市経済の活性化を目的として、地域通貨ジモッペイによるキャッシュレス決済でお支払いをした場合に、決済額の30%相当額のポイント還元を行う須崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するものとなっております。

次に、2ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正、第7款商工費第1項商工費、重点支援地方交付金事業費（すさきがすきさ地域振興券事業）2億6,039万9,000円及び重点支援地方交付金事業費（ポイント還元事業）2,194万1,000円につきましては、振興券及びポイントの利用期間をそれぞれ令和8年8月末と9月末としておりますことから、次年度へ繰越しを行うものとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝元気創造課長にお聞きします。

ポイント還元事業についてですけれども、ちょっと制度上の減免とかでしたら事業者さんに直接支援ができたと思うんですけれども、今回ポイント還元ということで、消費を喚起して事業者を支援するというようなことでこの事業が選択されたんだと理解をしていますが、ジモッペイの登録事業者さんしか恩恵がないかというふうに思いますが、そのほかの事業者さんへの支援というようなことは何かメニューに、そういったところも含めたメニューは検討があったのかお聞きします。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝実施しようとする事業については、委員御指摘のとおり、ジモッペイに登録している事業者さんに対して、今回支援が行くという内容になっております。ジモッペイの加盟店舗以外の事業者さんへの支援というところにつきましても検討する中で、なかなか即効性といいますか、すぐに実施できるっていうところの検討するっていう時間、期間もあまりなかったっていうところと、あと、ジモッペイでキャッシュレス決済をいただいた事業者さんを支援することで、その波及効果といいますか、広くそういった事業者さんへの支援というところにもつながるのではないかなというようなことで、今回このような事業を実施することといたしました。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝波及効果というのでも確かにあるのではないかというふうに思いますので、スピーディーな支援ということで、このジモッペイのポイント還元事業に対しては反対するものではありませんが、もし今後また国のほうで、物価高も続きそうですので、こういった交付金があった場合には、できるだけ公平にというか、直接的な支援ができるような、ジモッペイに登録してない事業者さんにも支援が直接届くようなメニューをまたぜひ考えていただきたいとお願いを申し上げて、終わります。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第16号 専決処分の承認について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第16号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書46ページ、市議案第16号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、衆議院議員選挙執行に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ1,947万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億8,479万4,000円とするものでございます。

予算書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第16款県支出金が1,947万7,000円の補正、歳出では、第2款総務費第4項選挙費が1,947万7,000円の補正となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時05分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第17号 令和8年度須崎市一般会計予算について《分割》

○大崎委員長＝続きまして、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算について、当委員会付託分を議題といたします。

委員会再編により大変分量が多くなっていますので、まずは旧総務委員会関係の議案から説明、質疑応答を行い、その後、旧教育民生委員会関係の議案説明、質疑応答を行いたいと思います。最後に、まとめて当議案の採決を行います。

説明は、令和8年度当初予算主要事業説明書で簡潔に、執行部の皆さん、お願いします。

それでは、順次執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝それでは、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてにつきまして、総務課所管分から御説明いたします。

別冊令和8年度当初予算主要事業説明書により御説明いたします。

8ページ、第1款議会費、細目01議員人件費は、14人分の議員報酬、期末手当、共済費で前年度並みの8,100万1,000円となっております。

続きまして、9ページ、細目03議会運営費は、議会活動に要する経費で1,016万6,000円。内訳は、会計年度任用職員雇用経費や事務経費、また全国議長会負担金や政務活動費などの負担金補助及び交付金などとなっております。

続きまして、10ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の細目03会計年度任用職員雇用経費は、報酬など合計5,246万2,000円となっております。

11ページ、細目04総務管理費につきましては1,207万1,000円で、市民表彰をはじめ、個人情報保護や情報公開、入札関係等、総務管財係が所管する総務全般経費となっております。

12ページ、細目05人事管理研修費1,911万8,000円は、人事管理及び職員の資質向上のための研修に要する経費で、職員採用試験をはじめとする委託料及び各種システムに係る使用料及び賃借料が主なものとなっております。

14ページ、細目07例規管理費は、データベース及び紙媒体での例規システムの管理に要する経費として、委託料及び使用料等で398万円でございます。

続きまして、16ページ、第3目財政管理費、細目01財政管理費709万3,000円につきましては、主に地方公会計更新業務委託料324万5,000円及び財務会計システムリース料に係る使用料及び賃借料で200万5,000円となっております。

次に、18ページ、第5目財産管理費、細目01市有財産管理費1億1,774

万2,000円は、市有財産管理に要する経費で、庁舎の光熱水費や修繕料、電話料、清掃、管理業務委託、また、旧西部保育園解体工事費を計上いたしております。

19ページ、細目03公用車集中管理費は、総務課で管理する公用車の集中管理に要する経費で、前年度比625万7,000円増の1,456万7,000円となっております。増額要因といたしましては、主に出張用の公用車購入費を計上したことによるものでございます。

20ページ、細目04施設等整備基金積立金2億507万2,000円は、主に公共施設老朽化対策のための任意積立に要する経費で、令和5年度より2億円といたしております。

21ページ、細目10公共施設緊急修繕事業費1,000万円は、経年劣化等による各種公共施設の緊急修繕に対応するための箇所づけなしの枠予算となっております。

次に、64ページまで進んでいただきまして、第8目交通安全対策費、細目01交通安全対策費218万9,000円は、交通安全指導員報償費をはじめ、交通安全対策に係るソフト事業に要する経費となっております。

65ページ、細目02交通安全施設整備費500万円は、カーブミラーやガードレール等、交通安全施設の設置、修繕等に係る経費となっております。

66ページ、第9目諸費、細目01防犯対策経費は、須崎地区地域安全協会負担金や防犯灯設置補助金などで411万2,000円となっております。

68ページ、細目03国庫返還金は、国庫返還金に要する経費として300万円を計上いたしております。

続きまして、83ページでございますが、第2款総務費第4項選挙費第1目選挙管理委員会費は、委員報酬をはじめ、選挙管理委員会の事務等に要する経費47万8,000円となっております。

84ページ、第2目選挙常時啓発費11万9,000円は、明るい選挙推進協議会に要する経費となっております。

85ページ、第3目市議会議員選挙費は、令和8年11月執行予定の市議会議員選挙の執行に要する経費で2,352万2,000円となっております。

86ページ、第4目高知県議会議員選挙費は、令和9年4月執行予定の高知県議会議員選挙の執行に要する経費で、令和8年度分として428万1,000円となっております。

次に、基幹統計に要する経費でございますが、87ページ、第5項統計調査費第1目統計調査総務費、細目02学校基本調査費は1万3,000円、88ページ、細目07経済センサスは200万7,000円となっております。

89ページ、第6項監査委員費第1目監査委員費481万4,000円は、2名の監査委員及び会計年度任用職員の報酬をはじめ、監査の実施及び監査委員事務局

に要する経費となっております。

次に、別冊令和8年度須崎市一般会計予算書をお願いいたします。9ページ、第3表、地方債でございますが、起債の目的別に、公共事業等3,380万円、災害復旧事業3,570万円、緊急防災・減災事業3,990万円、公共施設等適正管理推進事業460万円、緊急自然災害防止対策事業4,260万円、緊急浚渫推進事業800万円、脱炭素化推進事業310万円、デジタル活用推進事業4,290万円、辺地対策事業2,000万円、過疎対策事業12億2,830万円の総額14億5,890万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりといたしております。

以上が総務課所管分の説明でございます。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝続きまして、市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてにつきましては、議案書47ページ、令和8年度当初予算主要事業説明書13ページから順に、プロジェクト推進室所管分について御説明をいたします。

まず、企画管理費686万3,000円は、主に市長公務に要する費用で、出張旅費、交際費、使用料のほか、市長会などの負担金となっております。

次に、37ページ、プロジェクト推進事業費1,575万5,000円について、主なものとして、プロジェクト推進室事務経費と委託料でございます。委託料につきましては、市政全般への助言等を受ける地方創生アドバイザー業務委託料が560万円、都会で住む方々が須崎市で滞在し、講座やワークショップを通じて課題や取り組みについてプランを考え、市長にプレゼンする丸の内プラチナ大学逆参勤交代コース開催業務委託料が220万円、ドローン活用支援業務委託料が57万2,000円、文化・国際連携アドバイザー業務委託料が396万円、すさきオープンウォータースイミング2026ライブ配信等業務委託料が283万8,000円でございます。その他、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金でございます。

次に、44ページ、地域おこし協力隊費1,257万7,000円は、釣りバカシティ担当1名、SDGs担当1名、計2名の経費でございます。

次に、52ページ、釣りバカシティプロジェクト推進事業費530万7,000円は、世界で一番釣り人に優しいまちをテーマに、釣りを通して関係人口構築とともに、本市の魅力を売り出していこうとするものです。主な取り組みは、フィッシングショーへの参加、釣り大会の開催やインストラクター招聘、釣り具メーカーや販売店との連携、また、「釣りバカ日誌」キャラクターの使用に係る著作権使用料となっております。

次に、53ページ、高校魅力化推進事業費562万円については、須崎総合高校

と連携し、須崎市を担う人材育成と地域課題の解決を目的とした活動の支援に関する経費で、地域プロジェクトマネジャーの報酬、共済費、旅費のほか、住居費用となっております。

次に、54ページ、多文化共生のまちづくり事業費1億2,903万7,000円については、外国人労働者の増加が見込まれる中、外国人住民と地域住民が共に安心して暮らせる環境づくりと、人手不足の解消の取り組みに関する経費でございます。内訳は、会計年度任用職員の任用費用、それから、多文化共生アドバイザーの業務委託料、バス運行委託料、日本語講習施設整備業務委託料、高陵建設会館の購入費用等となっております。

次に、55ページ、観光クラスター整備事業費8,878万2,000円については、須崎縁日商店街ホテル事業整備に要する費用で、旧岩井レコード・旧錦湯空き家改修工事監理業務委託料400万円、委託型地域おこし協力隊委託料550万円、不動産鑑定業務委託料48万2,000円と、旧錦湯及び旧岩井レコードのうち、旧岩井レコードについての空き家改修工事費の追加分6,700万円、それから、地域活性化起業人負担金でございます。

次に、58ページのSDGs推進事業費522万3,000円については、SDGsの理解促進や実践活動を進め、持続可能なまちづくりを推進するためのアドバイザー業務委託料517万5,000円ほかでございます。

次に、59ページの海のまちプロジェクト推進事業費3,263万円については、海のまちプロジェクトの推進に要する経費で、主なもので須崎駅のコインロッカーの管理委託料60万円、須崎市海のまちづくり推進施設指定管理委託料1,800万円、海のまちプロジェクト推進協議会への補助金1,000万円となっております。

次に、62ページの国際交流事業費168万6,000円につきましては、チェコ共和国ロウニ市との交流を継続的に行い、将来的に姉妹都市提携に向けて関係を強化していくための業務委託料及び旅費でございます。以上です。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝続きまして、企画情報課所管分につきまして御説明をいたします。

令和8年度当初予算主要事業説明書の15ページをお願いいたします。まず、文書広報費につきましては、広報「すさき」の発行等に要する経費でございます。主なものといたしまして、まず、報償費につきましては、広報の配布に際し御協力をいただいております部落長等への報償費としまして200万円、役務費では、県議会だよりの配布手数料などを98万1,000円、委託料では、広報の編集、印刷及び配布に要する費用として936万5,000円などとなっております。

続きまして、22ページ、企画費でございます。主なものといたしまして、まず

需用費につきましては、桐間温泉のポンプ洗浄費用のほか、消耗品類等の費用とし
まして104万円、負担金補助及び交付金では、高幡広域市町村圏事務組合負担金
など605万1,000円となっております。

続きまして、36ページ、新築住宅取得支援事業費であります。人口減少対策と
しまして、市民が新築住宅の取得に際し、奨励金としまして1件当たり100万円
を支給するもので、10件分1,000万円となっております。

続きまして、38ページ、交通対策事業費であります。この事業は、地域の交通
対策や公共交通の利用促進に要する経費となります。主なものとしたしまして、需
用費及び役務費につきましては、久通及び吾桑地域で運行しておりますコミュニテ
ィバスの修繕料や保険料としまして46万9,000円、負担金補助及び交付金2,
104万2,000円の内訳につきましては、来年度策定予定の須崎市地域公
共交通計画について、須崎市地域公共交通活性化協議会への負担金としまして50
0万円、高陵交通が運行している高陵地域生活バス路線運行維持費補助金としまし
て960万3,000円、高陵交通のバス更新のため公共交通活性化支援事業費補
助金としまして567万9,000円などとなっております。

続きまして、39ページ、結婚新生活応援事業費であります。この事業は、少子
化対策及び本市の人口増を目的としまして、39歳以下の新婚夫婦を対象に、婚姻
に要する新生活のためのアパート費用など住宅取得費用などの一部について補助す
るもので、負担金補助及び交付金としまして630万円となっております。

次に、40ページをお願いいたします。子育て世帯新築住宅取得支援事業費であ
ります。この事業は、人口減少対策としまして子育て世帯の新築住宅取得に際し、
その購入費用を支援しようとするもので、負担金補助及び交付金としまして9,0
00万円となっております。具体的には、4月1日時点で18歳未満の子どもを養
育する本市に住民票のある方や本市に居住をしようとする方が、本市に新築住宅を
取得する際に300万円を奨励金として交付するものであります。

次に、42ページになります。すさきがすきさ奨学金返還支援事業費であります。
この事業は、若い世代の人材確保と本市への定住を図ることを目的として、奨学金
の貸与を受けて大学等に就学した者が、本市に居住し奨学金の返還を行う場合、そ
の返還額の一部を補助するもので、新規20件、継続71件程度を想定し、負担金
補助及び交付金等としまして1,093万円となっております。

次に、49ページ、私立学校施設整備支援事業費であります。この事業は、明德
義塾中・高等学校が本市に整備をしました寄宿舎への補助金で、令和8年分としま
して、負担金補助及び交付金として2,000万円となっております。

次に、60ページ、まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金であります。こ
れはまち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金の利子収入の見込みを基金に積み
立てるものとして、積立金483万1,000円となっております。

次に、61ページ、こうち奨学金返還支援事業費であります。この事業は、高知県が実施する「こうち奨学金返還支援事業」の支援金の交付決定を受ける者のうち、本市に居住する者に対し、奨学金の返還額の一部を追加支援するもので、負担金補助及び交付金として1件分15万円となっております。支援額の例といたしまして、大学院、6年制大学を卒業した方は、県の制度では年間支援限度額が30万円となり、その金額の2分の1を市が追加支援することで45万円を上限として返還支援を受けることができます。

なお、4年制大学卒業の場合の支援上限は、市の追加があった場合は30万円が上限となります。

次に、63ページ、情報管理費であります。これにつきましては、情報システムの維持・管理・更新等に要する経費であります。主なものといたしまして、役務費では、県内自治体と県を結ぶ回線や本庁と出先機関を結ぶ回線接続の費用としまして171万3,000円などとなっております。

次に、委託料では、庁内LAN保守委託料としまして525万6,000円、マルチベンダーサポート委託料としまして496万1,000円、ASP住民情報システム関係業務の帳票印刷サービスの業務委託料としまして1,303万1,000円、庁内のプリンタ保守委託料としまして140万8,000円、生成AIを庁内業務で利用するためのシステム構築業務委託料としまして97万7,000円、デジタル化の推進に伴うICTアドバイザー業務委託料としまして176万円、公式LINEシステムの構築及び運用保守業務委託料としまして287万9,000円、野見、大谷地区及び浦ノ内地区におけるテレビ放送の光化に伴う基本設計としまして、放送ネットワーク整備支援事業委託料としまして613万8,000円などとなっております。

次に、使用料及び賃借料では、ASP住民情報システム使用料としまして1億2,025万2,000円、高知県情報セキュリティクラウドオプション使用料としまして282万2,000円、庁内で職員が情報共有を行う機能を持つグループウェアの使用料としまして205万3,000円、職員が業務で使用する端末のリース料としまして2,222万3,000円、職員が業務端末で決裁処理等を行う文書管理システムサービスの使用料としまして448万3,000円、自治体情報システムの標準化に伴うガバメントクラウドの使用料としまして772万3,000円、業務上で職員間の情報共有を目的とするLINE WORKS使用料としまして178万2,000円などとなっております。負担金補助及び交付金につきましては、自治体中間サーバー利用負担金として312万4,000円、高知県情報セキュリティクラウド負担金としまして260万円などとなっております。

最後に、426ページと427ページになります。巡航船事業特別会計繰出金1,301万7,000円と、バス事業特別会計繰出金1,488万6,000円につ

きまして、両会計への一般会計からの繰出金となります。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝会計課長。

○濱崎会計管理者兼会計課長＝続きまして、会計課所管分につきまして御説明を申し上げます。

17ページをお開き願います。会計管理費は、会計事務に要する経費で、事業費総額は昨年度比46万9,000円減の417万6,000円を計上しております。主な経費の内容は、公金支出に係ります振込手数料がほぼ全体を占めます、役務費が350万5,000円となっております。

以上、概略となりますが、よろしく願いします。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝続きまして、元気創造課所管分につきまして御説明申し上げます。

令和8年度当初予算主要事業説明書23ページからでございます。初めに、カワウソのまちづくり事業費13万3,000円につきましては、自然環境の保全及び意識の向上を図るための野外博物館事業を実施するため、NPO法人四国自然史科学研究センターへの業務委託料と事務経費となっております。

次に、25ページ、すさきがすきさ応援事業費16億7,605万5,000円につきましては、ふるさと納税の業務に関する事務経費及び返礼品発送等委託料となっております。事務経費の主な内訳といたしましては、郵送料、各ポータルサイト及び各クレジット決済手数料など役務費3億1,064万8,000円、返礼品発送等に係る委託料13億6,504万7,000円となっております。

次のページ、すさきがすきさ応援基金積立金につきましては、寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いた13億2,027万円を見込んでおります。

次に、27ページをお願いいたします。移住促進等集落維持・再生事業費3,085万8,000円につきましては、移住促進事業に係るNPO法人暮らすさきへの委託料や荷物整理事業補助金、住宅改修補助金、移住支援金やワーキングホリデーの受入れの補助金などの費用を計上いたしております。

次に、30ページをお願いいたします。集落支援員配置事業費1,098万9,000円につきましては、集落活動センターあわの指定管理業務委託料と、同センターへの集落支援員2名の配置、集落活動センターうらのうちへの集落支援員1名の配置のための経費でございます。

次に、32ページをお願いいたします。須崎的文化創造戦略事業費210万9,000円につきましては、すさきスタートアップコンテスト開催に要する経費とビジネスプラン支援事業費補助金でございます。

次のページ、すさき街角ギャラリー運営費1,309万7,000円につきましては、指定管理委託料及び駐車場借り上げに係る賃借料となっております。

次のページ、移住者向けお試し滞在施設運営費40万4,000円につきましては、お試し住宅の運営に要する費用でございます。

次のページ、マスコットキャラクター事業費4,500万円につきましては、しんじょう君の活動に伴う各種事業経費及びご当地キャラまつりへの補助金となっております。

次に、少し飛びまして、41ページをお願いいたします。企業等誘致促進事業費5,503万円は、企業等の誘致促進に要する経費でございます。

次に、43ページをお願いいたします。地域おこし協力隊費でございますが、移住に関する業務を担当する協力隊員1名と、地元商品販売拡大や道の駅のEC事業等の販路拡大等を担当する協力隊員1名、街角ギャラリー担当1名、そして、委託型協力隊員の5名、合わせて8名分の報酬、共済費、住居家賃、活動費等で、合計4,602万3,000円となっております。

次に、46ページをお願いいたします。すさきまちなか学舎運営費35万4,000円は、修繕料、浄化槽の法定検査費用など、施設の管理に要する費用でございます。

次のページ、中間管理住宅整備事業費1,462万4,000円は、中間管理住宅の整備に係る工事請負費のほか、物件の管理運営料や賃借料等移住者向けの中間管理住宅の管理に要する経費でございます。

次に、56ページをお願いいたします。女性活躍推進事業費3,231万3,000円は、女性が職場、地域で活躍でき、安心して住み続けられるまちづくりの事業を展開することを目指した事業でございます。内訳といたしましては、市内在住の子育て世代の女性を中心に、テレワークに必要なデジタルスキルを習得するためのプレセミナーや、テレワーカー育成基礎講座を開催し、段階的なスキル習得を支援するために実施するテレワーカー育成講座開催業務委託料303万1,000円、日本シングルマザー支援協会への女性活躍推進事業委託料1,151万7,000円、同協会への委託型地域おこし協力隊委託料1,100万円、合わせて2,554万8,000円を委託料として、また、移住者の中でも特に若年女性及びシングルマザーが安心して地域での暮らしを始め、安定した生活を送れるよう、家賃の一部を補助するための移住促進家賃補助金660万円、ペーパードライバー講習費用を助成し、運転に不慣れな移住者が安心して車の運転を再開できるよう支援するための移住者運転技術向上支援事業補助金16万5,000円、合わせて676万5,000円を負担金補助及び交付金として計上いたしております。

次に、69ページをお願いいたします。コミュニティ推進事業費2,671万6,000円でございますが、まず、コミュニティ推進事業費補助金として250万円

を計上しております。これは各地域の集会所の改修等のハード事業と、地域住民を対象としたイベントの実施等のソフト事業に対する補助金となっております。また、令和8年度から実施するよう予定いたしております須崎市認可地縁団体による集会所新築等事業費補助金として2,400万円を計上いたしております。これは認可地縁団体が集会所の新築や建て替え、大規模改修を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとなっております。その他、妙見山交流会館の維持管理費について21万6,000円を計上いたしております。

続きまして、299ページをお願いいたします。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の商工振興費569万8,000円につきましては、すさきSAT情報館の維持管理費用や須崎市事業承継等推進事業費補助金、令和8年度から実施いたします須崎市ふるさと納税ポイント加盟店集客支援補助金など、商工振興全般に要する経費となっております。

なお、須崎市ふるさと納税ポイント加盟店集客支援補助金につきましては、市内で販売または提供される商品等の決済をふるさと納税ポイントにより行うことができる事業者がSNS等を活用した店舗等への集客を向上させるために取り組む事業に対し、補助金を交付するものとなっております。

次のページ、道の駅管理運営事業費611万3,000円でございますが、道の駅の施設全般の管理運営に係る経費を計上いたしております。

次のページ、重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化事業費364万円は、消費生活相談員の人件費のほか、消費者問題に関する研修会や出前講座の開催、また、チラシやパンフレットの配布等により啓発を図るためのものがございます。

次のページ、国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業費13万3,000円は、消費生活相談員及び担当職員のレベルアップを図るための研修参加に要する費用となっております。

次のページ、地域経済活力創造支援事業費4億10万円につきまして御説明いたします。

まず、ふるさと納税返礼品拡充支援事業費補助金として2億円を計上いたしております。これは本年度まで実施しておりましたふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる補助制度に代わるものとして実施しようとするものがございます。本市へのふるさと納税による寄附額を増加させるため、返礼品を提供し、または提供しようとする事業者が返礼品の生産、製造、加工等を行うための施設等を整備する事業に対し、補助金を交付するものとなっております。

なお、補助率は3分の2とし、補助限度額は1億円を予定いたしております。

また、中小企業雇用創出支援補助金として1億円を計上いたしております。これは市内企業の経営基盤の強化や生産性の向上、新事業展開を促進し、市内における

雇用の創出や企業の成長を促進する事業に対し、補助金を交付するものとなっております。

なお、補助率は3分の2とし、補助限度額は2,000万円を予定いたしております。

そして、女性が活躍できる職場環境整備事業補助金として1億円を計上いたしております。これは女性が働きやすく活躍できる職場環境づくりを促進し、企業の人材確保力向上と、持続的成長を後押しするとともに、女性が安心して働き続けられる環境を整備する事業に対し、補助金を交付するものとなっております。

なお、具体的な補助対象経費や補助率、補助限度額等については今後検討することといたしておりますが、例えばトイレや更衣室、キッズスペース、休暇を取りやすくするためのDX化、女性が作業しやすくなるような施設改修や設備の導入等に対し、補助金を交付できるよう考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算のうち文化スポーツ・観光課所管分について御説明いたします。

主要事業説明書の24ページをお願いいたします。まち全域がサービスエリア構想推進事業費100万円は、まち全域がサービスエリア構想に基づき、市外からの誘客と地域振興に寄与する活動に対し補助金を交付するものでありまして、予算の内訳につきましては、1件20万円を上限とし、5事業を予定しております。

続きまして、29ページをお願いいたします。地域おこし協力隊費1,013万5,000円は、カヌー振興による地域活性化の取り組みにつきまして、地域おこし協力隊員の2名の報酬や共済費、住居費等に要する経費、また、活動に際しての旅費やイベント等開催に係る謝金、需用費、使用料のほか、新たに雇用する隊員の小型船舶免許取得費用などとなっております。

続きまして、45ページ、カヌー推進事業費189万6,000円は、浦ノ内湾の自然豊かな環境を生かして、カヌースプリント競技の振興により地域活性化に取り組むものでありまして、委託料はジュニアチーム合宿受入れの際のバス運行委託料、負担金補助及び交付金につきましては、高知県カヌー協会負担金のほか、県外大学、高校やナショナルチーム等のカヌー合宿に際し、1件25万円を上限として6団体への助成を予定しております。

続きまして、50ページのホストタウン推進事業費27万7,000円は、2020東京オリンピックをきっかけとしたチェコ共和国とのホストタウン事業の推進に要する経費となっておりまして、交流イベント等の開催における経費となっております。

続きまして、51ページの野外体験施設運営費1,991万2,000円は、須

崎市野外体験施設及び浦ノ内遊具公園に関する経費となっておりまして、需用費101万4,000円は、主に看板や遊具の修繕料、委託料1,888万9,000円の内訳といたしましては、5年目となります野外体験施設の指定管理委託料として1,485万円、浦ノ内遊具公園トイレを含む公園管理業務委託料としまして356万1,000円などとなっております。

続きまして、大きく進みまして、304ページの観光費2,999万円は、観光客の誘致など交流人口の拡大を目的とした取り組みや観光施設の維持管理などに要する経費となっております。主なものといたしまして、委託料では、須崎市観光協会に対する体験型観光の推進等に要する委託料として170万円など、負担金補助及び交付金では、奥四万十高知観光協議会運営負担金として500万円、須崎市観光協会への補助金として1,273万円、3年目となりますどっぴり高知観光事業補助金として99万9,000円、須崎まつり事業への補助金として600万円、また、新たな事業としまして大阪・関西万博合同出展をしました大阪府岸和田市、貝塚市、香川県東かがわ市と協働し、お互いの観光PR情報などを交換、発信するための連絡会に係る負担金10万円などとなっております。

続きまして、399ページでございます。文化事業推進事業費152万6,000円は、須崎市展の開催に際し、審査員への謝礼などとして25万6,000円、令和8年度に本県で開催が予定されております国民文化祭に関し、本市では11月15日日曜日に市民文化会館におきましてフラワーアレンジメントの体験及び作品の展示などを実施する予定でありまして、実施団体であります公益社団法人日本フラワーデザイナー協会に対する開催費用補助金126万円などとなっております。

続きまして、414ページ、文化会館運営費6,817万9,000円は、市民文化会館の運営に必要な経費となっておりまして、主なものといたしましては、委託料では文化会館指定管理委託料として6,397万2,000円、使用料及び賃借料では文化会館の第2、第3駐車場の賃借料として318万2,000円などとなっております。

続きまして、415ページ、保健体育総務費1,831万8,000円は、生涯スポーツの推進及び社会体育施設の維持管理に要する経費となっております。需用費といたしまして、各種消耗品費、電気料、修繕費などが主となっております。委託料として、須崎市体育協会が令和7年度をもって解散し、NPO法人すさきスポーツクラブに統合となることにより、市民体育祭や須崎市ロードレース大会などのイベント実施や市内競技団体等への各種大会開催に係る補助事業のほか、当課で実施しておりました業務の一部をスポーツクラブに委託することとしておりまして、その委託料としまして478万9,000円、負担金補助及び交付金では、ドラゴンカヌー大会補助金に130万円、オープンウォータースイミング大会補助金に410万円などとなっております。

続きまして、416ページ、スポーツセンター管理費6,417万6,000円は、スポーツセンターの維持管理及び運営に必要な経費となっておりまして、主なものといたしまして、需用費では貸出用カヌー艇修繕として101万円ほか修繕料、委託料ではスポーツセンター指定管理委託料として5,625万7,000円などとなっており、備品購入費としましては、経年劣化により修理が不可能と判断された水上バイク1台の購入費用380万円のほか、海上アスレチックのパーツ、ドラゴンカヌーで使用する櫂の購入費などとなっております。

続きまして、417ページ、海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金23万5,000円は、基金積立金の利子収入を基金に積み立てるものとなります。

続きまして、419ページ、スポーツセンター整備事業費1,480万円は、昨年9月議会において陳情が採択されました横浪運動広場の人工芝化に係る調査設計に要する費用でございまして、県外の人工芝視察に要する旅費及び測量設計業務委託料1,441万5,000円となっております。

続きまして、420ページ、スケートパーク運営費6,045万6,000円は、7月完成予定でありますスケートパークの維持管理及び運営に必要な経費となっておりまして、パークの運営等を検討するための運営審議会報酬や各種大会等誘致に係る旅費のほか、指定管理者として予定しております須崎スケートパーク管理運営コンソーシアムへの指定管理委託料3,175万円、同コンソーシアムへの委託型地域おこし協力隊2名の人件費等委託料1,004万2,000円、同じく夏に予定しておりますオープニングイベント委託料643万8,000円となっております。負担金補助及び交付金といたしましては、本市スケートパークの施設管理者としまして、コンソーシアムの構成法人であります日本体育施設株式会社から1名派遣いただくための地域活性化起業人負担金933万9,000円、また、同コンソーシアムに対しまして交付予定でありますスケートパーク運用開始に係る事務備品等の購入補助金250万円となっております。

最後に、別冊令和8年度須崎市一般会計予算書を御覧ください。9ページでございます。第2表、債務負担行為の多ノ郷体育センター地下水熱利用空調設備使用料につきましては、多ノ郷体育センターに設置を進めております冷暖房設備につきまして、脱炭素先行地域事業によりまして、高知ニューエナジー株式会社が設置し、本市が10年間リースする形となっております。リース料の総額は月額24万円で、12か月掛ける10年で2,880万円となりますが、令和8年度分のリース契約は4月中旬または5月からの予定でございまして、当初予算に1年分288万円を計上しておりますことから、令和9年度から9年間のリース料としまして期間を議決日から令和17年度まで、限度額を2,592万円として債務負担行為を行うものであります。

同じく、第2表、スケートパーク指定管理業務委託でございまして、指定管理期

間は3年となりますが、これまで御説明申し上げましたとおり、オープン時期が令和8年夏頃となる見込みでありますことから、令和8年度分の指定管理料は当初予算に計上させていただいておりまして、令和9年度及び10年度の2年間の指定管理料につきまして、期間を議決日から令和10年度まで、限度額を7,969万2,000円として債務負担行為を行うものであります。

以上となります。大変長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算書のうち、防災課所管について簡潔に御説明いたします。

主要事業説明書の70ページをお開きください。第2款総務費第1項総務管理費第12目防災対策費2,138万7,000円の内訳といたしまして、防災用品や修繕費等の需用費に147万7,000円、防災・減災費用保険料等の役務費が349万7,000円、電波使用料、衛星通信の使用料などで140万1,000円、孤立地区対策として災害用備蓄品の購入費に935万6,000円、消防防災ヘリ運航連絡協議会負担金や、県と共同購入する被災者生活再建支援システム構築運用負担金などに536万9,000円となっております。

次に、71ページの防災行政無線維持管理費1,151万1,000円は、防災行政無線電気料や保守点検委託料などでございます。

次に、73ページに移りまして、自主防災組織活動支援事業費1,400万円ですが、昨年度予算から160万円を増額し、市内8地区に組織しております防災連絡協議会での防災訓練や点検等を支援することとしております。

続いて、地域防災体制整備支援事業費875万2,000円ですが、昨年公表されました高知県の津波浸水想定を反映したハザードマップの作成に係る費用と、主に南地区での避難道整備に係る基礎調査委託料及び避難道の改良工事費となっております。

次に、木造住宅耐震化促進事業費の1億2,974万円は、令和7年度の木造住宅耐震改修等の実績に基づき、耐震診断を100件、設計・改修を60件、家具転倒防止を25件とし、委託料778万3,000円、負担金補助及び交付金を1億2,111万円とするものでございます。

次に、防災総合推進事業費2,102万円は、安和地区の自主防災連絡協議会から新たに要望のあった避難道整備と市内指定避難所に防災倉庫を整備する事業費となっております。

次のページに移り、ブロック塀等耐震対策事業費につきましては、前年度と同様に25件分、1,000万円としております。

次に、老朽住宅等除却事業費の5,006万5,000円は、当初予算として昨年度と同様に30件分を見込んでおります。

なお、国費の関係上、件数の変更はございます。

続きまして、334ページをお開きください。第9款消防費第1項消防費第1目常備消防費の高幡消防組合負担金4億4,284万6,000円ですが、高幡5市町で構成する高幡消防組合消防本部と須崎消防署の運営経費に係る負担金でございます。内訳としまして、消防本部経費負担金が4,129万5,000円、救急車負担金としまして490万3,000円、消防署経費負担金3億8,420万4,000円、耐震性貯水槽設置工事負担金1,091万2,000円、ドローン購入費負担金153万2,000円となっております。

次のページでございますが、救急業務協定負担金230万円は、土佐市、須崎市消防相互応援協定に基づき、浦ノ内地区の埋立、灰方、深浦地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金でございます。

次に、自家給油施設管理費251万9,000円につきましては、消防署、消防団の車両で軽油3,600リットル、ガソリン1万3,000リットルを見込んでおります。

次に、337ページ、第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費3,769万4,000円の内訳は、消防団員の報酬及び出動報酬で1,640万円、県外旅費で279万4,000円、団員の装備品や車両消耗品などの需用費で537万2,000円、防火装備等の備品購入費で557万1,000円、福利厚生事業補助金など負担金補助及び交付金で521万9,000円となっております。

続いて、消防防災設備整備事業費3,014万円は、上分分団と浦ノ内分団の小型ポンプ積載車両を更新するためのものがございます。

次に、水防活動費として102万円は、水防団員の出動に係る経費でございます。

続きまして、海岸門扉管理費328万7,000円は、県より受託している水門、門扉の管理に係る委託料でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝税務課長。

○青木税務課長＝それでは、税務課所管分につきまして御説明いたします。

令和8年度当初予算主要事業説明書の79、80ページでございます。まず、79ページの税務総務費は、税務行政事務に要する経費で1,468万5,000円、前年度比274万円の増額となっております。

主なものといたしまして、委託料として標準宅地鑑定評価委託料693万8,000円、固定資産評価資料作成業務委託料152万9,000円、負担金補助及び交付金として資産評価システム研究センターなど5団体への負担金合計524万9,000円を計上しております。

続きまして、80ページの賦課徴収費は、市税の賦課徴収関連事務に要する経費で3,823万2,000円、前年度比517万2,000円の増額となっております。

ます。

主なものといたしまして、所得税、住民税申告相談時期の業務量増加に対応するために1名と、令和9年の評価替え業務に対応するために1名、合わせて2名の会計年度任用職員を雇用する経費などとしたしまして、報酬、職員手当、共済費、旅費に合計477万4,000円、役務費として郵送料、預貯金等照会手数料などの手数料、eLTAX、ASPサービス利用料などとしたしまして合計894万7,000円、負担金補助及び交付金に租税債権管理機構負担金などとしたしまして合計1,303万9,000円、償還金利子及び割引料に過年度還付金などとしたしまして1,000万円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝人権交流センター所長。

○松浦人権交流センター所長＝人権交流センターです。よろしくお願いいたします。

当初予算主要事業説明書の140ページを御覧ください。細目02人権交流センター運営費1,611万円につきましては、人権交流センターの運営や地域福祉活動などに係る経費でございます。主な内訳ですが、まず、報酬、職員手当等、共済費につきましては、会計年度任用職員3名に係る人件費などがございます。報償費の55万2,000円につきましては、地域交流促進事業の講師謝金でございます。需用費374万円につきましては、街路灯とセンターの電気料などがございます。

次のページ、141ページを御覧ください。細目03人権交流センター管理費273万円は、人権交流センターの維持管理に要する経費でございます。主なものとしましては、需用費は街路灯修繕費用でございます。委託料につきましては、センターの清掃や浄化槽管理等の委託料、工事請負費60万円は、遊戯室エアコンの取替工事費、備品購入費55万4,000円は、コピー複合機リース料などがございます。

次の142ページ、御覧ください。細目04人権対策費50万5,000円につきましては、人権対策に要する経費でございます。主なものとしまして、負担金補助及び交付金46万1,000円は、須崎市人権教育研究協議会などへの負担金及び補助金でございます。

次の143ページを御覧ください。細目05人権尊重の社会づくり事業費89万2,000円は、人権教育や啓発に要する経費でございます。主なものとしまして、需用費は事務用消耗品費やじんけんカレンダーの印刷製本費などがございます。委託費24万円は、部落差別をなくする運動強調旬間講演会の講師派遣に係る委託費でございます。

次に、144ページでございます。細目06人権啓発活動費63万3,000円は、講演会など人権啓発に要する経費でありまして、需用費としまして「じんけんの花」の苗代購入費と、委託費24万円は、人権週間の講演会の講師派遣委託料で

ございます。

次に、145ページを御覧ください。細目07男女がともに参画する社会づくり事業費4万3,000円につきましては、啓発チラシやグッズ作成のための消耗品費でございます。

次に、飛びまして、188ページを御覧ください。細目02児童センター運営費41万3,000円でございますが、児童センターの運営に要する経費であります。主な内訳としまして、報償費16万4,000円は、硬筆教室などの講師謝金、需用費11万円は、教室などに必要な文房具などの材料費などでございます。以上でございます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

説明は終わりました。

これよりこの総務課から人権交流センターの説明あった部分に対しましての質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝総務課長にお聞きします。

主要事業説明書の65ページの交通安全施設整備費ですが、前年度から100万円の減額なんですけど、これはもしかしたら要所要所はもうカーブミラーとかガードパイプの設置が進んできているということでの減額なのかなと推察いたしましたが、どんなようでしょうか。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝この100万円減額をした理由といたしましては、実績、ここ2年の実績を見て減額をしたところでございます。今、積み残しで残っている分については少し現地確認が必要な分が2件と、あと、年に二、三回その工事を分けて発注をしておりますが、3回目をした後に御要望いただいた箇所が4件ありまして、その6件については新年度当初予算での工事を考えております。金額の減については、その実績を見てるところではございます。大分進んできた、積み残しがない状態だと認識しております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝元気創造課長にお伺いします。

43ページなんですけれども、地域おこし協力隊費ですが、委託型協力隊員5名

というのがあるんですけれども、大体この委託型協力隊員さんは何かの事業の事業費の中で委託型協力隊員っていうのが内訳で出てきてるんですけど、このページの委託先と、どういった事業にいらっしゃるのかということをお聞きしたいです。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝地域おこし協力隊の委託型協力隊員5名の部分かとお聞きしました。この5名につきましては、株式会社パンクチュアルのほうに委託型の地域おこし協力隊員として来ていただくものとなっております、地域に入っていて、海のまちプロジェクトに関する業務であったりとか、あと事業の承継に関する部分であったりとか、あと、空き家の掘り起こし等の業務に従事していただくというようなものになっております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝なるほど、そういうことというのは理解しましたが、例えば海のまちプロジェクトに従事していただくんやったら、海のまちプロジェクト推進事業費があったと思いますけど、そういったところに計上される、ちょっとその辺りが私は素人で、安直な考えかもしれませんが、その辺の分け方です、事業での地域おこし協力隊員さんの振り分け方がちょっと混乱してまして、分かりやすく御説明いただければ理解が進みます。ちょっと副市長とか・・・。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

○梅原副市長＝パンクチュアルへこの5名を委託型でお願いするということにつきましては、これについては募集からその職員たちの管理まで全てをこちらでやらずにパンクチュアルでやっていただけるといふところのメリットもございますし、パンクチュアルが雇うことによって、新たな人材とか直接雇用とかいうことで、須崎市の地域おこし協力隊員として来るよりも、パンクチュアルが雇用することで幅広く雇用もあるんじゃないかなということがございます。

それと、中身につきましては、今いろいろ地域で困っているところの部分とかに含めて入り込んでいこうということで、例えば今度、豚太郎もなくなるでありますとか、ぼっちりも新しい2代目ぼっちりになったりでありますとか、そういったところも含めて、事業承継の部分にしっかり入り込んでいける担当さんでありますとか、それから、先ほどの海のまちプロジェクトは海のまちプロジェクトで、その店のほうにお手伝いに入ってこれる方なんかも、そうしたところも、あえてその海の

まちプロジェクトとして雇うのではなくて、地域全体の雇用も含めて、困り事に対応していくための人材を5名一括でパンクチュアルにお願いしていくと、そういう形でやらせていただきたいなということでございます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝続きは、じゃあ一般質問などで。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝まず、これは内容をちょっと教えていただきたくて、元気創造課長、お願いします。

69ページの認可地縁団体による集会所の新築事業の補助金、これ、認可地縁団体っていう言葉は初めて聞いたんです。どういう内容なのかをちょっと御説明いただけたら。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝認可地縁団体の御説明ということでしょうか。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時26分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

総務課長。

○松浦総務課長＝認可地縁団体とは何かっていうところの御質問ですが、町内会や自治会が市長の認可を受けて法人格を取得した団体ということになります。その認可に関しましては要件がありまして、区域の住民が皆さんその構成員となって入っていただくことでありますとか、規約を定めているものでありますとかっていう要件があります。なので、少しそれに時間も要しますし、準備をしていただく、そういった法人格を持った地縁団体に今回集会所を造ることにに関して補助金を交付するものになっております。以上でございます。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

松田さん。

○松田委員＝続いて、元気創造課長、教えてください。

まず、27ページの移住促進等集落維持・再生事業費の委託料は暮らすさきへの委託料というのは理解してるんですが、負担金の補助金で、移住支援事業補助金、この360万円について、ちょっと御説明、反対してるわけじゃない、もちろん必要なものだと思います。内容が分からないので、ちょっと教えてください。

○大崎委員長＝元気創造課長。

- 小川元気創造課長＝この補助金につきましては、東京23区に在住、または東京圏のうち条件不利地域以外の地域というのがあります、要は都会のほうから須崎市のほうに移住してきてくれた方、お一人であれば100万円であったり、子どもさん1人増えれば100万円プラスされたりとかいったものがあります、そういった補助金になります。
- 大崎委員長＝松田さん。
- 松田委員＝思い出しました。
- 続いて、元気創造課と、これ、住宅・建築課なので、ちょっと論外ですが、この空き家活用の推進事業費と、その住宅・建築課が所管する空き家対策の区分を行政としてどんなふうに予算割りだったりしゅうのか、ちょっと教えてもらえたら。この空き家活用推進事業補助金を教えてもらったら、まあまあ住宅・建築課との区分が分かるかなと思うので、ちょっと御説明お願いします。
- 大崎委員長＝元気創造課長。
- 小川元気創造課長＝まず、元気創造課所管の制度のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、こちらの住宅改修補助金につきましては、移住者または移住希望者の定住を目的として行われる空き家の改修に要する経費に対して、補助金を交付するものとなっております。これは270万円以内で定額の補助金を交付するものとなっております。あくまでもこの入居者、対象にする入居者が移住者または移住希望者のための改修という形になっております。
- 大崎委員長＝松田さん。
- 松田委員＝分かりました。結構です。
- 大崎委員長＝山本さん。
- 山本委員＝先ほどちょっと杉山さんが交通安全施設整備費のほうで確認してたところなんですけど、それに関連しまして、歳入で第12款の交通安全対策特別交付金というのがありますけど、これがちょっとどこに充たってるのかが分からないもので、先ほどの交通安全対策費と交通安全施設整備費のどちらにも充たってなさそうなので、ちょっとどういう充たり方をしているのか、説明願いたいと思います。
- 大崎委員長＝山本委員、歳入の何ページですか。
- 山本委員＝17ページ、令和8年度須崎市一般会計予算書の17ページ。
- 大崎委員長＝17ページ、第12款の第1項第1目。
- 山本委員＝250万円、これがいうたら反則金とかのあれが国から割当てになってくるということで、それを財源に。
- 大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○松浦総務課長＝御質問の交通安全対策特別交付金につきましては、御質問の事業に充当しているものではなくて、一般財源に充当をしています。以上です。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

松田さん。

○松田委員＝ちょっと総務課長に教えてもらいたくて、これも全然反対するものではなくて、ゴルフ利用税の交付金が、ゴルフ場が須崎市にはスカイベイゴルフクラブの関係で入ってきゆう。この400万円予算組みゆがやけど、この支出に関して、やはりゴルフ利用税として交付されてるのは、目的税までとはいわんでも、それは何らか、どういう形で還元されているものなのかをちょっと総務課長の所見で。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝このゴルフ場利用税交付金につきましても、先ほどと同じ、交通安全対策特別交付金と同じ考え方で一般財源に充てているもので、特にそのゴルフ場に対して、その分を歳出として何か支出をしているものではないです。以上です。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝僕も納得はもちろん、法に基づいたことを処理しちゆうのはあるんですが、せっかく明德義塾中学・高等学校の中にゴルフ部があつて、今度何かゴルフ部の新設とかいう話もちょっと話を聞こえてきたり、いろんな意味で、そういった若い人たちにゴルフを通じた教育であつたりとか、スポーツに対して、多少考慮してあげるような策っていうのは、目に見える形の交付税、こうやって入ってきゆう、スカイベイゴルフクラブも協力してくれゆうので、以前一度ジュニアゴルフスクールをやったんですけれども、またはや今年は当初予算にも出てきてないですし、今回の予算の中にもない。そういう意味では、利用税入ってきゆう当市として、やはり目に見える支出でゴルフ税を頂きゆう市として、もう少し目に見える予算化っていうのも少し検討いただけたら、予算としては我々須崎市民としてはありがたいなと思うので、反対してませんので、よろしくお願いします。

○大崎委員長＝あとはありませんか。

杉山さん。

○杉山委員＝プロジェクト推進室次長にお伺いたします。

主要事業説明書の53ページの高校魅力化推進事業費ですが、これがちょっと分からないので教えてほしいんですけど、高校魅力化なので、何か、どうして県じゃなくてこれを市がやるのかなっていうところと、あと、こうして地域プロジェクトマネージャーとして勤務していただくということで、どういったことをやって、どういう評価をしていくかっていうことをお聞きしたいです。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝高校魅力化につきましては、今現在、県内の中山間地域に高校を持つ自治体のほうで主には取り組みが活発にされています。これは地域も一緒に地元の高校を盛り上げることで、地域の高校の存続であるとか、高校生が地域の皆さんと一緒に課題解決をするとか活動をするなどで、にぎわいづくりであるとか、まちづくりの活性化につながるということで、学校のその教育だけでなく、地域も一緒にそこに連携する部分を自治体側がやっておるというようなことです。

中山間地域は特に学校の存続が非常にかかっているんで、様々な取り組みをしておるんですけども、須崎総合高校のほうでもこの間ずっと定員割れが続いておりますし、特に魅力的な造船科等々を持つ工業科の学科のほうも非常に少ない人数で、今後学科の再編も予定をされておると聞いております。そんな中で、須崎総合高校と一緒に地域として連携をするのをお手伝いしたり、魅力的な学校づくりを御一緒することで盛り上げていくことが須崎市にとってもプラスになるというふうに考えております。

今現在、地域おこし協力隊から引き続いて、地域プロジェクトマネージャーとして4年目、今年度終わりました、来年度5年目ですけども、総合的探究の時間のお手伝いであるとか、放課後の子どもたちの学力の底上げであるとか、様々ちょっと学校とコミュニケーションを取りながら、市としてできることをお手伝いをしておるような状況です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝分かりました。

次のページの多文化共生のまちづくり事業費ですが、ここに多文化共生アドバイザー業務委託料とあるんですけども、どういったことをお願いしているのかお聞きします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝多文化共生につきましては、本市で取り組みをスタートいたしまして、その今までのノウハウ等々がない中、海外の行政との連携であるとか、実際に地域でどういった形で多文化共生を取り組んだらいいのか、場合によっては高知大学や県との連携っていうところも進めながら取り組みをするっていうところで、担当の職員だけではなかなかそういう企画を検討したり、進めたりっていうところが非常に難しいので、その部分をアドバイザーに入ってもらいながら、いろんな関係機関とのつなぎであるとか、先進地の紹介であるとか、伴走しながら須崎市に合った企画書の作成とか、そういったところも手伝っていただいております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝この事業費の中の研修施設の整備のために購入する高陵建設会館の購入費などもあるんですけども、一般質問もさせていただきましたが、まだ十分に理解ができておりませんで、この研修施設を整備することで、本市の人材不足の解消にどの程度寄与するののかといったようなことも不透明ではあると思うんです。研修施設っていうのはその研修室がある土地で従事する労働者の方が利用するというわけではないので、この質問をしないといけないんですが、一般質問でも、1か月の研修を受けた後のフォローアップなんか不十分な場合があるから須崎市でこの整備をしたいんだというようなお答えもあったんですけども、フォローアップが必要であれば、フォローアップだけをやるということもできると思うんですけど、その1か月の入国後の講習のための施設を本市で整備するといったことがまだ理解が十分にできないんですけども、御説明いただけるでしょうか。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝昨年4月、5月にその外国人の日本語法定研修施設について、関係者に集まっていたいて検討会をして、結論として昨年お示したような事業計画で実施をしたらいいんじゃないかというような検討会としての結論を受けて、須崎市として日本語法定研修施設をやるのであれば、高陵建設会館を想定して交渉を進めていくと同時に、運営体制については今、外国人の方々に市内の事業者がたくさん助けていただけやすいように、須崎商工会議所と連携しながら運営ができれば理想的ではないかということで調整を進めておるといような状況です。

一方で、外国人の技能実習生等々を取り巻く情勢っていうのも日々変化をしておりますして、検討会の結論を受けて今、検討を進めておるといところで、こういう予算を組んでおるんですけども、最終的にそれによってどれぐらいの外国人がこの施設によって須崎市で生まれて、効果が出るかっていうのは、なかなか予想しづらい部分かと思えます。

ただ、今後も年を増すごとに人手不足が深刻化していくっていうのが見えておって、過疎高齢化で、高齢者ばかりになっていくっていうのも見えておって、その中で、地域が少しでも産業的に継続していく可能性をつくっていくっていうところで、今回こういう形での予算を出しております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝検討会の結論があったということだと思うんですけども、次長もおっしゃったように、人員確保の予想しづらいということもおっしゃられたわけで、それをやっぱり市有財産を取得して、運営が本当に見込めるか、赤字であった場合に市民の負担が大きくなっていくということなので、ちょっとこの整備に関しては市民の理解が得られないんじゃないかなというふうに思うところですが、一般質問でも市長が、インドネシアとの国際協定を結んだときに、現地の送り出し機関って言

ったかな、と監理団体と市内の受入れ事業者との人材確保の協定というかを交わしてますみたいなこともおっしゃってたので、その2月に訪問した市内の事業者さん、監理団体さんとインドネシアと、この整備事業の、研修施設の整備との、やっぱり関係があるということでもいいのか、ちょっとお聞きしたいです。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝この施設については、今後増加が続くであろう外国人の住民の皆さんの須崎市で住みやすい環境を整えるための多文化共生の窓口という機能と、それから、法律で決まっている日本語法定研修施設の機能で、あとはその地域の方々と外国人の方々の交流事業等々の拠点等になればいいのではないかなというふうには考えておりますし、今後その訪問先のブカシ市及びブカシ市にある大学とは、大学生を夏休み等々に須崎市に短期留学生として送り出すので、そこで地域の産業であるとか文化を学んで帰って、大学卒業したら須崎市に就職するような企画も書けないかなという提案もあったりしまして、そういうときの受入れ拠点という機能等々も持てればいいなというふうに考えておりました、その法定研修施設として研修だけをやるというような想定ではないので、そういった答弁をさせていただきます。

○大崎委員長＝このことに対して反対のお考えでの質問でしょうか、いかがでしょうか、それは。

○杉山委員＝そういうことです。

○大崎委員長＝反対で。ということであれば、この全部の市議案第17号に反対ということになりますけど、構いませんかね。

○杉山委員＝そういうことです。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

佐々木さん。

○佐々木委員＝ちょっと1点だけ、防災課長にお聞きしたいと思います。

一般質問でもちょっと触れたんですが、事前復興まちづくり計画の策定に関して、今年度から3年間での取り組みを課長のお示しがございました。今年度は素案の作成ということだというふうに聞いておりました、令和8年度については住民との合意形成の予定とされておりますが、その辺のところについて、令和8年度についてはこれに関する具体的な予算が計上されていないような気もしますが、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝令和8年度予算には計上されておませんが、令和7年度予算を繰り越して令和8年度に実施していくということで、令和8年度末にはできた中で、令和9年中に大きく公表していくというような流れになっておりますので、予算的なものは今回は計上していません。

- 大崎委員長＝佐々木さん。
- 佐々木委員＝それと、もう1点、そういう一つの流れはしっかり認識できましたが、令和8年度、一応住民との合意形成というステップになっていくと思いますが、地区別の説明会、ワークショップなど、どのような形で進めていくかは可能な範囲でお答えできたらと思いますが、よろしくお願ひしたいなと思います。
- 大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
防災課長。
- 楠瀬防災課長＝ワークショップということで、今質問ですが、ワークショップに限らず、ふだん市内8地区の防災の連絡協議会を立ち上げておりますので、その総会なんかでもお話もさせていただいております。そこでこういう計画つくっていくし、また、いろいろ地元の意見も取りまとめて上げてくださいというような形で、住民との対話を進めていきたいというふうに考えております。
- 大崎委員長＝ほかにありませんか。
杉山さん。
- 杉山委員＝引き続き、プロジェクト推進室次長にお伺いします。主要事業説明書の55ページですけれども、この観光クラスター整備事業費について2点お聞きします。
工事請負費の旧岩井レコード・旧錦湯空き家改修工事費の6,700万円ですが、既に予算として計上されているものからの追加工事費の、追加されるという理解でよろしいでしょうか。
- 大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。
- 有澤プロジェクト推進室次長＝昨年議員協議会で御説明をさせていただいたとおり、今回旧岩井レコードと旧錦湯を一体的に予算を組んでおったけども、この間の工事費の高騰等により、今年度については、まず旧錦湯の工事を先行させていただいて、その後、不足分を令和8年度当初に6,700万円計上させていただいて、旧岩井レコードの工事入札を進めていくという流れで今回、予算を計上させていただきました。
- 大崎委員長＝杉山さん。
- 杉山委員＝工事の内容の追加ではなくて、材料費とかの高騰による追加ということでしょうか。
- 大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝それと、同時に工事をするのではなく別々に分離して工事を進めることによって、若干費用面でも増額となっておりますと考えられます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝また安直な素人の考えかもしれないんですけど、それだったら同じ事業でちょっと足りなくなったから追加っていうことやったら、3月補正とかでも、補正予算ということやと、もっと、私はですけど、理解がしやすいんですけど、当初予算でこれが上がると、何かまた別の工事が始まるのかなっていうふうに思ってたんですけど、それは、特に変わったことではないですか。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝入札を繰り返し行ってきて不落が続いてっていう中で、予算計上のタイミングが当初予算が適切であろうと判断したということで、特に意図があったというわけではないです。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝特にこだわらなくていいところかもしれません。

あと、もう一つですが、鑑定費がまた、不動産鑑定業務委託料が上がっていますが、その建物を何のために鑑定するのかお聞きします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝こちらは、本来であればこの3月議会までに御説明する機会を持って進めたいというふうに考えておったんですけども、この間、海のまちプロジェクトで商店街エリアを中心に取り組みを進めてまいりまして、今、高知信用金庫をはじめ、海のまちプロジェクトのほうでは子ども向けの施設の整備を検討したいというふうに考えております。

具体的には、四国銀行の須崎支店はずっと空き店舗のままになっておって、今駐車場として使うだけになっておると。その商店街から図書館等複合施設に向けての動線上も、あの辺りに子どもたちが須崎市を学びながら楽しむ拠点ができたらどうかということで、高知信用金庫と地域みらい財団の支援をいただきながら、そういった施設を整備してはどうかということで今、検討をしております、11月の当初予算の要求の時点では、3月までに企画がまとまって御報告をした上で議会に臨むというような考えでおったんですけども、企画書のほうの完成が若干遅れておるといところで、新年度入ってから改めて、こういった施設を進めていきたいという御報告をした上で、鑑定評価っていう予算を使って事業を進めていく形でやらせていただけたらと考えております。

少し今の検討状況で具体的なお話をすると、海のまちといところで、部屋の全面を3Dのプロジェクトマップで海中にいるような形の水中デジタル水族館みたいな形で、須崎の海の養殖業とか定置網漁とかを学びながら、もっと土佐湾の奥のほうの深海に行くとこういう魚がいるよと。その魚を触ったら、魚が動き出

したりとか、自分が描いた魚と一緒に泳いだりとか、そういう形で須崎の海を学びながら楽しむような施設として整備すれば、観光で子連れの方々が来てくれたり、いろいろな県内の小学生等々も学びに来てくれるようになるのではないかというような企画が今、進んでいます。

また、今、南国市、四万十町、須崎市が高知信用金庫と一緒に海洋堂と一緒にアニメプロジェクトを進めておまして、この海洋堂のフィギュアのコレクション等々もあわせて展示をできれば集客力のあるコンテンツになるのではないかということで、企画を今、仕上げに向けて進めておる段階でして、でき次第、御報告をさせていただきますと考えております。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝とても魅力的な企画だというふうには受け止めるんですが、鑑定費を、私たちは賛成したときに、事業を進めていくっていうことに賛成をするわけで、でも、その事業内容が示されていない中で、この予算が計上されているっていうことは、副市長とかにお聞きしてもいいんでしょうか。こういう例えばまだ説明できてないから、これは落とそうとか、そういうふうにはならないんでしょうか。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝杉山委員はじめ、皆さんが非常に慎重に予算を審議していただくという上で、その中身がしっかり固まったものが説明できるっていうのが実は一番いいんだろうなというふうには思うんですけども、このような公共事業でいきますと、非常にスピード感が遅くなってしまう。

片やその財源については、先ほど次長が答えたように、みらい財団であるとか、高知信用金庫からのバックアップっていうのがほぼ見込めるというような状況の中で、やはり民間と一緒にタイアップして物事をやるときに、なかなか公共だけの、行政だけのスピードで動いては物事が進まないっていうことが、実はこの間も度々ございまして、そこのところは後ほど市民の皆さんの負担にならないような形でしっかりと対応をしていきたいというふうに考えておりますので、そこの部分は少し走り走りになるところがあるところについては御容赦いただくとともに、これまでの間も少しここ説明足りないんじゃないかっていうところのいろんな事案がございましたときには、議員協議会を度々ですけども、開かせていただいて、その都度、御説明もさせていただくという対応をいたしておりますので、そういう進捗に合わせてしっかりと説明だけは怠らないようにさせていただきたいというふうに思います。

○大崎委員長＝よろしいでしょうか。

杉山さん。

○杉山委員＝そういうことではありますけれども、ちょっとその建物の整備費は高知信用金庫が協力していただくとかいう御発言ありましたけど、じゃあ始まって運営

はどうするのかとか、人件費が要るんじゃないとか、そういったこともまだまだ不透明な中ですので、この鑑定費は賛成いたしかねるところです。

続きまして、よろしいでしょうか。

○大崎委員長＝どうぞ。

○杉山委員＝文化スポーツ・観光課長に、人工芝の整備についてお聞きします。

もう人工芝整備を進めるということで、測量設計費が計上されているんですけども、敷設してからのランニングコストですとか、廃棄に係る費用なんかも試算をした上で、これ事業を進めているんでしょうか、お聞きします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝人工芝整備につきまして、委員御質問のランニングコストであるとか、敷設、取替え時期の多分廃棄費用のことだと思いますが、それにつきましては、調査設計委託の中で検討していくような予定でございます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝これは一般質問でも12月と3月とにさせていただきましたので、ちょっとお昼を回ってしまった。

○大崎委員長＝ちょっと待って、暫時の間休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時01分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

○杉山委員＝そしたら、ちょっと続けさせてもらいまして、人工芝に使われる有害な化学物質などの影響を課長も答弁の中でお認めになっているところですが、そういった懸念の部分を回避するという、天然芝ですとか土舗装っていうことを一切検討をしないでこれで進んでいくっていうことに、非常に懸念を、疑問を持つわけなんですけれども、天然芝なんかの調査、整備とランニングコストなんかの調査も同時にやるべきじゃないでしょうか。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝人工芝整備につきましては、先日の一般質問でもお答えしましたとおり、いろんな調査、現地調査も含めてやってきまして、その上で、雨天時にも強く、メンテナンス性においても優位となる人工芝グラウンドですね、土舗装、天然芝よりメンテナンス性で非常に簡素であり、また、耐久性の高い人工芝グラウンドの設計等に係る費用を予算計上しておりまして、これらの整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝そのメンテナンス性なんかを重視したということで、そういうことだと、

聞きたかったことを今お答えいただいたので、何を重視して進めたのかっていうことはメンテナンス性ですね。健康影響とか、持続可能な社会に向かっていくっていうような、ほかの手法ということとはちょっと軽視をされたのかなというふうにも思います。その点、私はいろいろ今回調べまして、懸念点を知ってしまったので…

- 大崎委員長＝反対。
- 杉山委員＝反対です。やっぱり母親としては子どもを守りたいという思いで反対を。
- 大崎委員長＝この課題につきましては、もう言わせてもらいますけど、もともと陳情が、人工芝でお願いしたという陳情なので、それに対して行政はその判断で動いてますので、杉山さんの御意見も、懸念材料も分かりますけど、まずその辺はちょっと御理解いただきたいと思います、その辺はね。もともと人工芝で来ちゅう話やからこれは。
- 杉山委員＝陳情が。
- 大崎委員長＝御理解をお願いします。一応やり取りを聞きよって、僕の委員長の采配としてね。

文化スポーツ・観光課長は何か答弁できますか、それで。いいですか。もう反対表明やね。

それでは、総務課から人権交流センター所長の説明、質疑がありました。今から昼休憩挟みまして、午後1時から再開したいですけど、なかなかまだ後半ボリューム控えてますので、午後1時からスタートは学校教育課長の説明からよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝全部一応説明が終わった後、次また学校教育課から子ども・子育て支援課長に対しての説明と質疑をやります。それから今、反対の意見もありましたので、最後に反対意見を聞いて、採決まで持っていくので、この際、午後1時までお昼休憩にしたいと思います。よろしくをお願いします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時57分 再開

- 大崎委員長＝そうしたら、皆さんおそろいですので、定刻より若干早いですけど、休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、説明のほうを学校教育課長から旧教育民生委員会の議案の説明をお願いします。
学校教育課長。
- 森光学校教育課長＝学校教育課所管分の主な事業について御説明いたします。

主要事業説明書341ページからでございます。第10款教育費第1項教育総務費第1目教育委員会費です。細目01教育委員会費245万9,000円は、教育委員会の運営に関する経費で、教育委員4人分の報酬や費用弁償、旅費などがございます。

次に、342ページ、第2目事務局費ですが、細目03の事務局費は、学校教育課の運営に要する経費で、1,090万5,000円です。各種委員会などの報酬や報償費、会議などの旅費や費用弁償、コンピュータ関係で複数のメーカーの機種を導入しておりますので、そのサポートの委託料や各種負担金など、学校教育課で必要な経費となっております。

次に、346ページ、細目10スクールバス特別会計繰出金は、1,079万3,000円を見込んでおります。

次に、351ページ、細目20外国語教育推進事業費9,734万3,000円は、次年度、ALT17人を配置する予定で、そのうち語学指導等を行う外国青年招致事業によるALT3名分の人件費などや、国際交流協定によるALT12名分の人件費及び管理委託料などがございます。

次の354ページ、細目38子ども第三の居場所事業費2,953万7,000円は、てくテックすさきの運営に係る経費などがございます。施設管理者の人件費のほか、みんなのコードへの運営委託料などがございます。

355ページ、細目40新しいすさきの学び推進事業費9,398万8,000円は、主に教育変革ビジョン「Make “IT” Fun」を推進する経費でございます。内訳は、語学指導等を行う外国青年招致事業の任用期間である5年を超えて雇用を継続するALT2名分の人件費1,056万2,000円、教育政策プロデューサー委託料1,320万円、MIF推進コーディネーター3名分の委託料など2,700万円、須崎の未来を創造するキャリア教育推進業務委託料として550万円、Make “IT” Fun推進業務委託料として1,496万4,000円などの委託料5,917万5,000円、英語学習アプリ、ELSA for Schoolsやプログラミング教材の使用料など795万8,000円、ラーニング・コモンズ備品購入費として200万円などです。

次に、357ページ、細目43海外短期留学事業費1,371万9,000円は、12月定例会で債務負担行為の御承認をいただきました中学生を対象とした海外オーストラリアへの短期留学に要する経費です。

次に、358ページ、第3目教育研究所費398万9,000円は、教育研究所の運営に要する経費で、所長の報酬等です。

359ページ、第2項小学校費第1目学校管理費です。細目02小学校管理費は1億3,318万円です。小学校の管理・運営に関する経費で、事業概要の記載のとおりです。会計年度任用職員である学校支援推進員の人件費や学校医や学校薬剤

師の報酬などで2,441万1,000円、学校で必要となる消耗品費や各種の修繕料など需用費で3,482万2,000円、浦ノ内地区スクールバスの南岸便と北岸便、南地区から多ノ郷地区への通学用スクールバスの運行委託料、教職員の健康診断委託料、学校施設の維持管理委託料、多ノ郷小学校と須崎小学校の給食棟解体工事監理業務委託料など委託料で1,941万1,000円、小学校の営繕工事費、多ノ郷小学校と須崎小学校の給食棟解体工事費など、工事請負費4,355万7,000円などでございます。

次に、360ページ、細目16学校情報通信環境整備事業費は6,706万2,000円です。ICT支援員2名分の人件費、教育委員会及び小学校で使用するWi-Fiルーターの回線接続料、ICT支援業務委託料、多ノ郷小学校、吾桑小学校への無線アクセスポイント設置業務委託料、デジタル教科書使用料、タブレットの更新による備品購入費でございます。

次に、361ページ、細目36遊べる学べる環境整備事業費は2,900万円です。吾桑小学校、多ノ郷小学校、須崎小学校、安和小学校、上分小学校の遊具の老朽化に伴い、更新に要する経費です。

次に、364ページ、細目13要・準要保護児童扶助費は821万7,000円です。学用品費や新入学児童への助成、タブレットを持ち帰って学習する際のオンライン通信費などへの助成をしております。また、前年度比683万5,000円の減は、給食費の無償化による助成が不要となったことが要因です。

次の369ページ、細目22特別支援教育支援員配置事業費5,262万3,000円は、支援を必要とする児童に対し、生活や学習上の困難を改善、克服するために、小学校に配置する特別教育支援員14人分の人件費などでございます。

次に、375ページ、第3目学校建設費でございます。細目04学校施設整備事業費6,851万9,000円です。小学校の施設整備及び改修に係る経費で、委託料として多ノ郷小学校非常用発電機設置工事の監理業務委託料、須崎小学校及び浦ノ内小学校の特別教室へ、また、安和小学校屋内運動場への空調設置に係る工事設計業務委託料、浦ノ内、多ノ郷、須崎、上分小学校のLED化工事設計業務委託料です。また、工事請負費として、多ノ郷小学校非常用発電機設置工事費に要する経費でございます。

次に、376ページ、第3項中学校費第1目学校管理費です。細目02中学校管理費5,030万2,000円です。中学校の管理・運営に要する経費で、事業概要のとおりです。会計年度任用職員の人件費や学校医の報酬で1,211万4,000円のほか、学校で必要となる消耗品費や各種の修繕料、需用費で977万9,000円、浦ノ内地区、南地区、上分地区から朝ヶ丘中学校への通学用スクールバスの運行委託料、教職員の健康診断委託料、学校施設の維持管理業務委託料などで、委託料2,351万1,000円などでございます。

次に、377ページ、細目11学校情報通信環境整備事業費2,591万2,000円は、小学校費と同じく、学校で使用するWi-Fiルーターの回線接続料、デジタル教科書等使用料、タブレットの更新による備品購入費などでございます。

次に、381ページ、細目10児童生徒心の居場所づくり推進事業費1,399万9,000円は、教育支援センターの会計年度任用職員の人件費やセンターの活動経費でございます。

384ページ、細目17特別支援教育支援員配置事業費1,856万7,000円は、中学校に配置する特別教育支援員5人分の人件費です。

次、ちょっと飛びまして、390ページ、第3目学校建設費です。細目05学校施設整備事業費1億5,602万4,000円は、中学校の施設整備及び改修に係る経費で、委託料として、須崎中学校特別教室空調設置に係る工事設計業務委託料、須崎中学校LED化工事設計業務委託料です。また、工事請負費として1億5,000万円、朝ヶ丘中学校グラウンド改修工事に要する経費でございます。

次に、少し飛びまして、421ページ、第5項保健体育費第2目学校給食費です。細目02学校給食運営事業費3,166万7,000円は、自校方式の学校給食の調理運営や受入れ校に要する経費です。浦ノ内小学校、吾桑小学校、上分小学校の給食調理機器の老朽化に伴う備品購入に要する経費などでございます。

次に、給食費無償化に係る事業について御説明いたします。

ページは前後しますが、まずは、424ページ、細目08学校給食費負担軽減事業費3,517万8,000円です。これは、小学校において、国から月5,200円、11か月分が5月1日現在の児童数を基本にして市へ交付されることによる事業で、給食材料費です。

次に、422ページ、細目03笑顔になる給食充実事業費1,811万6,000円です。内訳は、小学校分として762万6,000円、中学校分として378万円、そして、燃料費、ガス代としまして671万円でございます。

次に、425ページ、細目09学校給食費無償化事業費2,985万円です。内訳は、中学校分として1,620万円、教職員分として1,365万円です。

なお、教職員分につきましては、実費分を徴収する予定でございます。

合計しまして、小学校は4,280万4,000円、中学校は1,998万円の給食材料費を計上しております。

次に、別冊令和8年度須崎市一般会計予算書の106ページをお開きください。第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費第1目公立学校施設災害復旧費は、前年度同額の1,000万円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課所管の予算のうち、主な事業につきまして御説明い

たします。

主要事業説明書の31ページです。集落活動拠点事業費7,092万5,000円は、吾桑駅の改修を行い、集落活動センター機能を持たせ、関係人口の増加を図るための事業となります。主な内容としまして、委託料は、吾桑駅の施設整備工事に係る監理業務委託料としまして249万7,000円、また、施設の工事費としまして工事請負費6,825万5,000円を計上しております。

続きまして、ページが飛びます。391ページです。社会教育総務費は社会教育推進に要する経費で、事業費は388万2,000円となります。主な内容としまして、使用料及び賃借料の311万8,000円は、市民体育館と現在の図書館用地の賃借料などがございます。

次に、393ページです。文化財保存事業費293万7,000円につきましては、市内の文化財保護に関する経費となります。主に、工事請負費140万8,000円のうち、国指定の史跡であります土佐藩砲台跡に対しまして、駐車場用地を令和7年12月に御寄附いただきまして、その土地の用地に境界柵と看板の設置の工事費としまして120万円などを計上しております。

続きまして、397ページです。会計年度任用職員雇用経費は、公民館、図書館職員に係る雇用経費でございまして、5,341万7,000円、前年比236万7,000円の増につきましては、人事院勧告に基づく賃金増などがございます。

続きまして、407ページです。公民館費は、市内公民館の運営経費1,781万7,000円でございます。清掃委託料や交流ひろばすさきの夜間、祝日の受付業務などの管理委託経費のほか、多ノ郷公民館の中会議室や新荘公民館の事務室の空調の工事費としまして、工事請負費110万円の計上をしております。

続きまして、408ページです。地域自主組織運営事業費5,829万2,000円は、浦ノ内、上分、吾桑の各地域の自主組織の運営活動に要する経費でございます。前年比235万1,000円の増の主な要因といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の増などによるものでございます。

次に、410ページ、図書館費です。図書館の運営や事業に要する経費1,232万7,000円につきましては、図書館システムの保守点検委託料などのほか、現在の借地に建築をしております今の図書館と市民体育館を令和9年度中に取り壊し、土地を返却することとしてございまして、その解体のための設計費用としまして、委託料643万5,000円を計上しております。

続きまして、412ページです。図書館等複合施設開館準備事業費7,983万9,000円につきましては、建設中の複合施設の開館に向けた準備費用となります。委託料には、複合施設マネジャーの委託料のほか、図書館移転業務委託料としまして1,369万5,000円を計上しております。こちらは、現図書館からの蔵書の移転に関する作業費などとなります。また、図書館システム更新業務委託料

としまして、1,815万円につきましては、新たな図書館におきまして、図書にICタグをつけることで、自動貸出しなどの管理を行えるように計画をしておりますが、それらの機能につきまして、図書システムへ反映するための委託費用となります。次に、複合施設の道路標識を設置するための設計業務の委託料としまして434万5,000円、複合施設の専用のホームページの制作費としまして137万8,000円のほか、複合施設のパンフレットの制作費の委託料を17万2,000円としております。続いて、第17節の備品購入費の3,072万6,000円につきましては、新たな図書購入費の2,550万円のほか、音楽スタジオの楽器購入費やクリエイティヴルームのパソコンの購入費などとなります。

次に、413ページです。図書館等複合施設運営費852万2,000円についてです。図書館等複合施設の運営に関する経費につきまして、委託料532万2,000円につきましては、図書館システムの保守点検委託料の373万4,000円のほか、浄化槽等の管理など、施設運営のための委託料となります。

それから、続きまして、418ページの学校施設開放管理費2,547万6,000円につきましては、朝ヶ丘中学校のグラウンドの照明につきまして、LED化するなどの工事費としまして2,430万円を計上しております。

続きまして、別冊の令和8年度須崎市一般会計予算書での説明となります。

予算書の9ページを御覧ください。第2表債務負担行為のうち、上から2つ目の図書館システム構築等業務委託についてです。こちらは、図書の貸出しなどを管理するシステムの導入におきまして、構築費用と保守費などを含み、5年間の費用を契約するため、債務負担行為として計上させていただいております。期間は議決日から令和13年度まで、限度額は2,488万9,000円としております。

生涯学習課分につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管の令和8年度一般会計当初予算の主なものにつきまして御説明いたします。

当初予算主要事業説明書の153ページからでございます。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。まず、児童福祉総務費としまして2,219万7,000円を計上しております。主な内容としましては、保育園の通園バス運行に係る委託料などとなっております。

次に、154ページ、子育て支援金支給事業費300万円でございますが、すさきがすきさ応援基金を活用しまして、第3子以降の出産に係る支援としまして、1人につき15万円を支給するものでございます。

次に、155ページ、要保護児童対策地域協議会費としまして454万8,000円でございます。内容は、要保護児童対策地域協議会及び市の管理ケース対応に要する経費で、主に児童虐待防止対策コーディネーター1名の会計年度任用職員雇

用経費でございます。

次に、156ページ、児童扶養手当事業費6,614万円でございます。母子世帯または父子世帯などに所得に応じて支給をしております、令和7年度直近の支給対象は122世帯でございます。

次に、157ページ、保育用事務費はお読み取りいただきまして、159ページ、子育て医療応援事業費をお願いいたします。6,571万6,000円でございますが、18歳になったその年度末までのお子さんの医療費について、自己負担分を市が全額助成するための経費でございます。

続きまして、160ページ、ひとり親家庭自立支援給付事業費341万円でございます。母子家庭や父子家庭のひとり親が、雇用保険の教育訓練の給付及び看護師等の資格を取得するための自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を計上しております。

次に、161ページ、ひとり親家庭医療費719万4,000円につきましては、所得税非課税世帯のひとり親及び18歳までの児童に対して、保険診療の自己負担分を助成するものでございます。

次に、162ページ、母子生活支援施設保護事業費、続いて、163ページの助産施設利用事業費につきましては、お読み取りをお願いいたします。

続きまして、164ページ、安心子育て応援事業費913万8,000円につきましては、須崎市子育て支援センターはっぴいぽけっとの運営に関する経費でございます。

次に、165ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業費は、お読み取りをお願いいたします。

次に、166ページ、特別支援保育推進事業費435万7,000円につきましては、保育所において特に支援が必要な子どもに対して、より質の高い保育の助言や関係機関との連絡調整を行う地域連携推進員、特別支援保育コーディネーターとありますが、この会計年度任用職員雇用経費でございます。

次に、167ページ、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費3,106万8,000円です。市内及び市外の公立保育所に通う子どもの保育に係る費用でございます。

次に、168ページ、子ども・子育て支援法による地域型給付事業費2,514万8,000円につきましては、小規模保育事業所における子どもの保育費用の給付に係る経費でございます。

次に、169ページ、ファミリー・サポート・センター事業費、170ページ、子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費については、お読み取りをお願いいたします。

次に、171ページ、保育所副食費補助事業費929万9,000円につつまし

ては、保育の無償化とならなかった副食費につきまして、子育てに係る負担軽減のため、補助するものでございます。

次の172ページ、保育士等就職等奨励金交付事業費につきましては、お読み取りをお願いいたします。

次に、173ページ、養育支援訪問事業費708万7,000円は、家事、育児に不安や負担を抱える子育て家庭等、支援の必要な家庭を訪問し、相談援助や家事支援を行い、適切な養育環境を確保するため、家庭児童相談員2名の雇用経費となっております。

次の174ページ、子育て世帯訪問支援事業費については、お読み取りをお願いいたします。

次に、175ページ、あったかごはん提供事業費260万6,000円につきましては、令和8年度からの新規事業となります。市内保育園での主食提供に要する経費となっており、負担金補助及び交付金で260万6,000円を計上しております。

次に、176ページ、第2目児童措置費でございます。まず、保育所等施設型給付費3億7,684万5,000円でございます。市内の民間保育所を運営しております須崎市保育協会への委託料や須崎市のお子さんが市外保育所へ入所する際の費用となっております。

次に、177ページ、保育協会補助金としまして2億3,832万1,000円となっております。主に保育士人件費の補填や、須崎市保育協会本部の運営費などでございます。

次に、178ページ、児童手当給付費としまして3億円を計上しております。

次に、179ページ、児童手当事務費、そして、180ページ、子育て短期支援事業費については、お読み取りをお願いいたします。

続きまして、181ページ、多子世帯保育料軽減事業費につきましても、お読み取りをお願いいたします。

182ページ、公立保育園運営事務費798万4,000円につきまして、公立保育園の運営事務に要する経費でございますが、主なものとしまして、吾桑保育園の床改修工事の経費となっております。

続きまして、183ページ、第3目保育園費、安和保育園管理運営委託料をお願いいたします。2,888万7,000円でございます。現在、須崎市保育協会を指定管理者として運営をいたしております。委託料の内容につきましては、人件費、事務経費等、あと、令和8年度から始まります主食提供につきましても、お読み取りをお願いいたします。

次に、184ページ、吾桑保育園管理運営委託料として5,780万円でございます。吾桑保育園につきましても、現在、須崎市保育協会を指定管理者として運営

をお願いいたしております。委託料の内容としましては、人件費、事務経費などのほか令和8年度から始まる主食提供の分も含まれております。

次に、185ページ、保育園巡回支援事業費につきましては、お読み取りをお願いいたします。

186ページ、じぶんがすきさ子ども育成事業費430万3,000円でございます。子どもたちの自尊心、自己肯定感といった自分に関する力や、協調性、共感する力といった人と関わる力を育み、非認知能力を育むことで、就学後の教育をしっかりと受け止められる土台のある子どもの育成につなげる事業ですが、歳出の内訳は、主に委託料となっております。

次に、187ページ、子どもたちの生きるための力を育む教育事業費につきましては、お読み取りをお願いいたします。

次に、教育費に移ります。348ページをお願いいたします。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございます。子ども・子育て支援法による施設型給付事業費930万3,000円につきましては、幼児教育を受ける児童に要する経費としまして、私立幼稚園への給付費を計上いたしております。

次、350ページの子ども・子育て支援法による地域型給付事業費については、お読み取りをお願いいたします。

352ページの子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費、353ページの幼稚園副食費補助事業費につきましても、お読み取りをお願いいたします。

飛びまして、394ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費でございます。放課後児童クラブ推進事業費8,700万2,000円につきまして、市内5つの放課後児童クラブの会計年度任用職員、補助員の雇用経費となっております。

続きまして、395ページ、放課後子ども教室推進事業費968万8,000円でございます。市内5か所の放課後子ども教室の活動推進員及び出前講座講師謝金、需用費などがございます。

少し飛びまして、400ページから405ページまでは、市内6か所の放課後児童クラブ推進事業費でございます。各推進事業費の内訳としましては、講師謝金、おやつ代を含む需用費などの経費を計上しております。お読み取りをお願いいたします。

次に、406ページ、放課後等子どもの居場所づくり事業費205万8,000円でございます。放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を設け、児童の健全育成を図るための事業となっており、経費の内訳としましては、ボランティア謝金、需用費などがございます。

次に、409ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第3目青少年対策費でございます。青少年育成センター運営費145万3,000円、

主な内訳は、補導員、センターママの出務報酬などとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課分におきまして、説明できてないものがございますので、再度御説明をさせていただきたいと思っております。

別冊の令和8年度須崎市一般会計予算書の106ページを御覧ください。第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費第2目社会教育施設災害復旧費としまして、工事請負費200万円を計上をしております。それが抜けており、申し訳ありませんでした。以上、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝ちょっと説明がぬかっておりましたので、説明させていただきます。

主要事業説明書の423ページでございます。細目07給食センター運営事業費でございます。9,823万円でございます。これは、給食センターの運営に関する経費でございます。主なものとしましては、委託料としまして、調理配送業務委託料7,374万4,000円でございます。あとは、需用費としましては、ガス代とかになっております。あと、備品購入費としましては、給食の配送車の備品購入費1,000万円でございます。以上でございます。

○大崎委員長＝あと抜かりないですか。ないですかね。

それでは、以上で学校教育課から子ども・子育て支援課長の分までの説明終わりました。

これよりこれにつきましたの質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝学校教育課長に質問です。

朝ヶ丘中学校のグラウンド整備で、390ページ、学校施設整備事業費の中のグラウンド改修工事費で1億5,000万円、多額の改修するんですが、何か、僕も朝ヶ丘中学校出身なんですが、何か1億5,000万円もかけるグラウンド工事ってどんなものか、ちょっと説明をお願いします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝これにつきましたは、排水工事でございます。今、水はけが悪いということで、排水工事をするような抜本的な改修でございますので、金額はこのような金額になっております。以上です。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝確かに排水を入れて工事をすると、多額なものが分かりますけれども、1億5,000万円ですよ、グラウンド直すのに。これ中学校の統廃合を含めて、

グラウンドの使用の面積、非常に狭いということで、新設も統合のときにはいろいろ検討するような発言も執行部から聞いている中で、グラウンドの、こないだの、一般質問で、多ノ郷小学校のグラウンドの危険性のピンが埋まっちゃうとかいう問題とはえらい違う内容の利便性の向上に関する改修工事で、砂を入れるのか、いろんなことがそれはあるでしょう。配管工事をやるとなると、いろんな説明の中で、工事費がかさんじゅうことも分かりますけど、それで改善がかっちりされて、利用度が高まる。これだけかけて、こんなによくなるっていうところをちょっと説明していただかんと、水はけだけでどうもこの予算、本当に適切な工事なのかっていうのが理解しづらいです。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝まず、朝ヶ丘中学校のグラウンドにつきましては、この間もずっと保護者とか学校のほうからも改修の要望等ございました。この間、これにつきまして、抜本的に、統合もありますし、抜本的に改修をとということで、先ほど申しましたように、水はけが非常に悪いという状況でございますので、まずは、水はけをよくするための工事をして、その上に、あと真砂土を入れるというような大幅な改修工事でございます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝求めているのは、周辺にずっと水路はあるんですよ、朝ヶ丘中学校。校舎側にもあるし、道路を上がっていく方面も水路が通っちゃって、それを排水工事を直して、まあまあもう、課長がよくなるということだけでもう一点張りやったらもう、同じなんですけど、いや、グラウンドの下に配管がこう抜けていくとか、何かもうちょっと、1億5,000万円やき、ええ、そんなかかるがあって、ああ、そやねっていうような何か工事の具体例をちょっと入れてや。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝まずは、グラウンドにつきましては、水はけが悪いということですので、グラウンドの中にパイプを入れたりもしまして、そこに水はけをして、そのパイプから水を、各排水溝へ出すということでございます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝すごく分かりました。それなら、1億5,000万円ぐらいかかるよねというのは、はい、聞かれても、市民の皆さんにこんな大工事なのでと。

続いて、すみません。また学校教育課にお願いと、ちょっと質問です。

まず、教育政策プロデューサーの委託料が1, 320万円と、これ市長よりも高い報酬が組まれているわけなんですけど、その根拠に当たる須崎市の規定では、高額な1日の講師しても5万円とか、そういった規定の条例とかでやってきた中で、300日勤務でもなく、勤務日数が特定された契約で、こういった算出の基にこれをやられてるのか、1点目。

仕様書の中で、一応マックス1, 320万円で組んでおって、いやいや、報酬としては800万円なんですよとかいう契約なのかが2点目。

3点目、その仕様書を組むのに、仮に委託契約を結ぶのに、我々、さいたま市の教育長を6年務められたプロデューサーに対して、市税を投入して、ふるさと納税の基金だとは原資は思っちゃうんですけれど、もう一步、子どもたち、英語がすごくキャリアがあったから、こういった形で雇って、これだけの報酬よっていう、その何でしょう、もう少し、あっ、価値があるよねっていう、そういった教育長から説明いただきたいくて、一般質問で適正な金額ですという回答やったけど、僕らからしたら、全然、今までこの予算生まれちゃう人件費の中で、破格の破格なんですよ。もうちょっと、おおって思う納得のいく、課長、説明をお願いします。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝お答えします。

まず、この1, 320万円の内訳としましては、まずは、1か月100万円で、消費税込みの12か月分でございます。先ほど話にありましたマックスというわけではなく、これがもう定額ということでございます。

どうしてこの金額になったかということなんですけど、今までのこの政策プロデューサーの内容とかキャリアとか、今までさいたま市でやってきたこととかとかを含めて、そのことをもって須崎市の教育を積極的に変えていけるだろうというような金額で、これにつきましては、高い低いということは評価はできなくて、やっぱりスピード感を持って大きく変革ができるということで、政策プロデューサーのほうに委託をし、改善が進んでいけるものだとということで委託しております。以上でございます。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝すみません、お時間取らせませんが。

○大崎委員長＝先ほどの補足で、教育長のほうから。

教育長。

○竹内教育長＝おお、という何か。という話でございまして、まず、もちろん課長が申し上げたとおりに、さいたま市の教育長を長年やられたというのもありますけれども、それ以上に、その実績、英語ということであれば、著書がございまして、それがかなり売れて、有名になっている。その中にさいたま市の子どもたちが英語の成績が著しくアップしていくということで、その本そのものだけではなくて、それによって国の文部科学省、中央教育審議会等の国の委員も複数やられていて、彼女の発言力、影響力というのが大でございまして、それを市長が感銘を受けて、導入をされているということでございます。これでよろしいでしょうか。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝4回連続でさいたま市で1位になった経歴については我々も承知をしまして、契約の仕方について一言質問したいんですけど、だから、月額100万円、それは説明とはなりません。何でかっていうと、じゃあ、50万円で交渉して、来てもらえなかったのか。いやいや、価値があるからって、価値はみんな、それぞれ違います。600万円で年商、細田さんがこの教育政策プロデューサーとして就任できないのかどうか。交渉してもらって、結果がこれやったら、分かりますよ。そういう説明をしていただいて、さらに実績あって、成果として生まれたら、プラス100万円、プラス100万円でもいいじゃないですか。そういう契約っていうのは、市のこの財政が苦しいときに、この月額、ましてや人件費に消費税がつく。ちょっとね、学校教育課長、もう少し市民と同じレベルで交渉ってできなかったんですか。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時53分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

松田さん。

○松田委員＝先ほど休憩中にお話を副市長からもいただいたので、その教育政策プロデューサーの価値のうえで、市長が大きな判断をしているということで理解をいたしました。この「Make “IT” Fun」はかなり中長期的に継続するものだと思うんですが、この英語注力をする、このミッションといいましょうか、業務委託の方向性である一定の期間、これをどれぐらいをめぐりに置いちゃうのかをお聞きしたいと思います。

- 大崎委員長＝学校教育課長。
- 森光学校教育課長＝まずは、この教育変革ビジョンにつきましては、2024年から2027年までの計画でございます。来年度につきましては、中間検証を実施するという状況でございます。契約につきましては、一応1年1年の契約になっております。内容もいろいろ、皆様方にも御意見をいただいておりますので、こちらの教育の成果というのはなかなか出にくいかと思いますが、いろんなことを検証しながら、検討してまいりたいと思っております。今のところは1年で契約ということでございます。
- 大崎委員長＝副市長。
- 梅原副市長＝私がいろいろ、あんまり答えると、この前、教育長の独立機関だという強い御発言もあったんでございますが、要は、細田プロデューサーがおらんなくても自走できる形をしっかりと教育委員会内が、学校の先生、現場とあわせてしっかり構築してくれたら、それは1年であろうが2年であろうが、すぐに終わるという話にはなってくると思うんで、やはりそこを現場とすり合わせて、どれだけ短い期間、彼女にお願いするかということについては、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。
- 大崎委員長＝松田さん。
- 松田委員＝胸元がすっきりするような御回答いただきまして、副市長、ありがとうございました。
- 〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕
- 大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
- ほかに質問ありませんか。
- 杉山さん。
- 杉山委員＝子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。主要事業説明書の175ページ、あったかごはん提供事業費についてです。
- 本当にこの事業始まったことがうれしくて、須崎市の子育て支援ということにして、全国に誇れるような事業だと思っております。子どもたちも保護者も朝のこの一手間が省かれるということで、本当に喜びの声が聞かれるんですけども、一方で、保育園のほうで炊飯に係る手間と配膳に係る手間などが生じることになると思っておりますけれども、そういったところへの人員の配置っていうのは行われるのか、お聞きします。

- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝このあったかごはん提供事業費、須崎市内の保育園での主食提供に当たって、保育園にも調理員含めて、どういったものが必要かということを確認をさせてもらいました。その中で、調理員に関しては、パートが必要ということをお話を聞いております。おひさま保育園についてはパートを2名で、須崎保育園についてはパート1名ということで、今、希望を聞いております。
- 大崎委員長＝この際、10分間休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時06分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
杉山さん。
- 杉山委員＝ちょっと規模の大きい保育園にはパートが入ることだと思います。負担がきつくならないように、また注視をしていただきたいと思います。
お米代は保護者の負担になるのかだけ、最後、1点お聞きします。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝費用につきましても、公費負担でできるんじゃないかということで、今、考えております。
- 大崎委員長＝ほかに。
佐々木さん。
- 佐々木委員＝408ページ、地域自主組織運営事業費のことで、生涯学習課のところで。
この中で、事業概要の中で、地域課題を解決していくための活動、これにはこの全体の予算の中で幾らぐらい充当されちゃうんですかね。
- 大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

- 大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁を求めます。
生涯学習課長。
- 福本生涯学習課長＝各自主組織の地域課題の経費について、大まかな数字になりますが、浦ノ内につきましては518万円程度、吾桑につきましては620万円程度、上分につきましては550万円程度というふうになっております。各地区それぞれ

で今、課題解決に向けた取り組みをずっとしていただいております、吾桑でありましたら、移動手段の費用でありますとか、それぞれ地域の盛り上がりという部分に反映してるものもありますが、今年につきましては、そういった予算規模で今、予算の計上をさせていただいてるところです。

○大崎委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝私も、今回、一般質問で少し触れさせてもらいまして、これ、住民自治という市長の大きな方向性から、大事な取り組みやと思いますし、もう9年たって、さらに大きく前に進めていかないかん課題やと思います。その意味で、この地域課題解決ということは非常に大事な取り組みやし、その予算が、せっかくつけた予算がその地域自主組織でどう有効に活用されてるかということが、ちょっとそれをお聞きしたかったので、例えば吾桑のほうでは、移動手段、桑田山の移動手段、これの取り組みが始まっているということは大変すばらしいことやと思いますが、例えばこれを取り組む上において、生涯学習課がこういった取り組みについてどのように関わっているのかということ、それから、先ほどの予算説明の中で、企画情報課がそのバス代について計上されてましたが、こういう地域課題解決へ向けた取り組みの、どうか、生涯学習課がどのように関わっているのか、この点をちょっとお願いしたいと思います。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝吾桑地区の移動手段につきましては、1台、市のほうでハイエースを構えて、それを運用していただいております。生涯学習課がその担当課として移動支援の窓口として受けまして、その後、中山間の移動手段の公共交通の担当であります企画情報課と連携しまして、そのハイエースについては補助金などを活用し、それぞれが役割を担ってきたというようなところでございます。ということで、浦ノ内で具体的に今、話が進んでますけども、もし今後進むとなれば、そういったやり方があるのか、また違うやり方があるのかっていうのは、今、長寿介護課も含めて、3つの課で今検討してるっていうのが一般質問でも答えさせていただいたとおりですし、地域のニーズに沿う形でサービスの課題解決につながればといった取り組みを全庁挙げて取り組んでるというようなところになります。

○大崎委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝かなり具体的に地域課題解決への取り組みが前進してるなということを実感いたしました。

ほんで、その上で、一般質問でも、確かに今後、さらに前へ進めていくについては、市長は、住民自治基本条例を基本として、地元からの要望に沿ってしっかりと取り組みを前に進めたいというような答弁もございました。その中で、例えばもう移動手段、例えば浦ノ内のほうの件に関しましてお聞きしますと、いろんな南岸、北岸の広範囲な中での移動手段ですので、かなり様々な課題が盛り込まれてるわけ

ですよね。当然移動手段ですので、高齢者支援、それから、公共交通、こういった課題になってますので、例えば市長答弁では、そういった移動手段などの地域課題に庁内横断で取り組むことということで、今後どのような体制で取り組んでいくのか、地域自主組織との協議はどのように進めていくのか、こういった観点にちょっと、いきなり振って悪いですが、副市長。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長、答弁求めます。

○梅原副市長＝佐々木委員御案内のように、地域自主組織というのは、地域課題を解決していきましようということで、市長答弁にもありましたように、地域が自らの課題をまず見つけるっていうところで、原点に立ち返らないかんということになってまして、ここのところ、今は吾桑が移動手段であると。今、浦ノ内も移動手段にいかうかなということですが、例えば上分でしたら、あったかふれあいセンターでありますとか、買物支援で車が来たりでありますとか、それぞれが地域の困り事をいかに解決するかっていうところを模索しましようで、そのときに地域が見つけた課題にどうアプローチするかっていうところのときに、各課等が協力して、サポートせないかん分については協力し合いましよう。1つの課で対応できるものでしたら、1つの課で対応すればええ話ですけども、そういうところでいくと、まずは、しっかり課題を抽出して、そこへどう向かっていくかということをお話し合いましようということから始まっていくというふうに思ってます。

○大崎委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝基本線をしっかり副市長のほうから。その上で、先ほどお話しさせていただいたように、一つひとつの課題がいろんな意味を、移動手段、公共交通の観点であったり、高齢者支援であったり、様々に絡んでるということは、今、高齢化、人口減少の中でもある程度見えてるところもありますので、そういう意味で庁内横断で取り組むということ、市長が一定方針を示されましたので、自治基本条例に基づいて、その辺のところを今後、例えば庁内体制の横断的な取り組みということについては一定の方向性を、例えば副市長の立場で考え方を説明できるのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいだけの話なんでね。

○大崎委員長＝質問ですか。もうええですか。

○佐々木委員＝いやいや、質問ですよ。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝横断的にでありますとか、庁内全体でありますとかってというのは、例えば直近でやったのは、女性活躍推進会議ですね。これを庁内で全体会としてやっておりますので、そうしたことが必要となれば、そうした検討委員会の立ち上げもしないかんと思いますけど、ただ、地域自主組織の活動につきましては、非常にピンポイントで、それぞれの地域の課題に合わせていかないかんので、何か一つを最初から課を横断したものを立ち上げといて、何か来たものに対して全員を集めてつていうことはあんまり考えてないですので、そこは臨機応変に対応したいと思えます。

○大崎委員長＝ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝今まで、まとめますと、トータル、午前から午後にわたって各課から説明がありましたけど、今、私、委員長として把握しておるのは、杉山委員のほうから反対という意見があつてますので、今から順番に進めていきます。かまいませんかね。

以上で説明、質疑は終わりました。

これより採決に進めてまいります。御異議がありますので、挙手による採決を行いたいと思えます。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よつて、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第18号 令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第18号令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第18号令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書48ページ、別冊令和8年度須崎市特別会計予算書の1ページでございます。令和8年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,125万円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

それでは、6ページの歳出から御説明をさせていただきます。

第1款巡航船事業費第1項巡航船事業費第1目運航費でございます。説明欄を御覧ください。まず、1行目の職員人件費2名分につきましては、船長の人件費として1,698万3,000円、次に、2行目の巡航船運航経費569万2,000円につきましては、主なものといたしまして、燃料費として187万2,000円、修繕料として120万円、巡航船第1くろしおへのエアコン設置工事費として160万円などとなっております。

次に、第2目事務費につきましては、説明欄の1行目、職員人件費につきましては、事務職員1名分の人件費として740万1,000円、2行目の巡航船運航事務経費46万8,000円では、消耗品や公用車の維持に関する費用、巡航船の運航に必要な資格試験受験料などとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。第2款公債費第1項公債費第1目元金の長期債償還元金20万4,000円及び第2目利子の長期債償還利子2,000円につきましては、巡航船を建造した際の費用の償還となっております。

次に、8ページをお願いいたします。第3款予備費第1項予備費第1目予備費につきましては、地方自治法第217条の予備費といたしまして、50万円を計上しております。

次に、これらに充当する財源でございますが、4ページの歳入をお願いいたします。

第1款事業収入第1項事業収入第1目巡航船運賃収入といたしまして、旅客運賃収入と手荷物運賃収入合わせて185万3,000円、次に、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目航路事業費国庫補助金といたしまして407万3,000円、第3款県支出金第1項県補助金第1目航路事業費県補助金といたしまして1,230万1,000円、第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金としまして1,301万7,000円、最後に、第5款諸収入第1項雑入第1目雑入につきましては、地球温暖化対策税還付金といたしまして6,000円となっております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山本さん。

○山本委員＝課長にお伺いします。

繰入金、他会計からの繰入金ということで、1,301万7,000円ということですけど、この巡航船の事業というものは、地域の特殊交通事情に対する手厚い国の対応があったと思うんですが、特別交付税とかの措置がなされていたと思いますが、ざっくりで構いませんので、どういうふうになっているのかを教えてくださいと思います。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝御質問につきまして、繰入金、一般会計からになっておりますが、特別交付税の算定となっております、赤字部分から国補助と県補助を引きまして、残りの分につきましての8掛け、8割程度を特別交付税の算定となるということとなっております。

○山本委員＝分かりました。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝課長に毎年当初予算で嫌口を言っている松田です。

巡航船事業、先ほど、交通事情のことも、これから地域自主組織等々も検討していく中で、巡航船の住民の利用、子どもが通学に通うってところが一番の大きな、主要な巡航船の利用度だったし、必要な離島扱いでのこういった負担金なり、助成金を頂きながら運航してきたことは事実、承知をしています。どこかで必ずこういった事業も見直しだったりとかいうことで改善もしていく必要があることを前提に、この特別会計の在り方を少しお聞きしたいと思います。

エアコン、今年入れて、そりゃ猛暑の中で子どもたちが乗っちゃったら大変だと思うので、それは100万円以上かかろうが、エアコンもそれして、電源の装置であったりとか投入するのは、この予算に関しては全く問題ないと思うんです。ただ、この運営の船長、浦ノ内の地元の方にやはり、船長に800万円かけて、船長の運営費が1,600万円かかることに関しては、例えば地域自主組織に運営を任ず、あるいはどっかの外郭団体、あるいはそういった旅客船厳しい運航規定ができてきているので、そういったことを守って運航してくれる団体、会社、そういったところへの業務委託、それによる人件費の削減、あるいは軽減、効率のいい、エンジン音のうるさい、ロケーションを楽しめるような巡航船でもない、そういったことを総合的に鑑みた巡航船の運営についても考えてほしいっていうのを毎年この場で言わせていただきゆうことに対して、めどが少し、どういったことを今まで協議してきたのか、この予算に対して、お答えいただけたらと思います。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝松田委員からの御質問につきまして、去年の当初予算の御提案のときとか、あと、去年は決算報告のとき、9月定例会のときの委員会の御質問でもさせていただいておりますし、本議会でも佐々木委員のほうから御質問いただいておりますが、去年の9月定例会の中でも、副市長からの御答弁させていただきましたが、来年、令和8年度中に、庁内で政策推進会議におきまして、これまでも年度途中でも巡航船についてはいろいろと課内、及びいろいろと議論をしてきたところはありますが、もう少し踏み込んだものを政策推進会議のほうで議論をして、いろんな課題がありますんで、そこら辺をもうちょっと詰めたような形で、市長も含めて議論をさせていただいて、今後の在り方というのを検討させていただきたい

とは考えております。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝ぜひ総合的に、皆さん、実は浦ノ内地区南岸、特に交通の不便な福良、池ノ浦、下中山の、鳴無も含めて、住みよる方々の交通手段としてこの巡航船って運航されてきた中に、車で取り組みをしていただけることによって改善することを希望しゆう方が非常に多くて、3,000万円も巡航船に使えるんやったら、そっちへ回していただいて、新たな車利用の離島扱いのようなことができないのかっていうことをすごく望んでいる声を聞いてます。総合計画の中にも巡航船の位置づけがまだあったので、まだやるのかと思いつながら、令和8年度中にとということであれば、この令和8年度中というのがもう皆さんが共有したと思うので、ぜひ新たな巡航船の在り方、そして、南岸地域の方々の交通手段の部分の確保について協議いただけるのであれば、もうこの今年の当初予算の予算は、はい。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第19号 令和8年度須崎市バス事業特別会計予算について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第19号令和8年度須崎市バス事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第19号令和8年度須崎市バス事業特別会計予算についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書49ページ、別冊令和8年度須崎市特別会計予算書の13ページでございます。令和8年度須崎市バス事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,271万8,000円と定め、第2条では、一時借入金金の最高額を1,000万円と定めております。

続きまして、17ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

第1款バス事業費第1項バス事業費第1目運行費の説明欄でございます。バス運

行経費2,145万2,000円の主なものといたしましては、需用費では、タイヤ代や車検等点検料、修繕料などに293万2,000円、委託料では、市営バスの運行委託料などに1,792万9,000円となっております。

次に、第2目事務費につきましては、バス運行事務経費といたしまして、消耗品費や郵送料となっております。

次に、第2款公債費第1項公債費、18ページに移っていただきまして、第1目元金及び第2目利子では、長期債償還元金、利子含め73万6,000円、第3款予備費では、地方自治法第217条、予備費としまして50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、これらに充当する財源でございますが、16ページの歳入となります。

第1款事業収入第1項バス運賃収入第1目旅客運賃収入といたしまして、市営バスの旅客運賃収入といたしまして410万7,000円、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目バス事業費国庫補助金としまして、地域公共交通確保維持改善事業費補助金としまして365万3,000円、第3款繰入金では、一般会計からの繰入金として1,488万6,000円、第4款諸収入では、広告料収入といたしまして7万2,000円を計上しております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものに決しました。

市議案第20号 令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第20号令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第20号令和8年度須崎市スクールバス特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書50ページ、別冊令和8年度須崎市特別会計予算書の21ページからでご

ございます。まず、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,124万3,000円と定め、第2条で、一時借入金の最高額を600万円と定めております。

次に、22ページの第1表歳出を御覧ください。第1款スクールバス事業費1,041万9,000円、バス運行委託料や車検料、修繕料などを計上しております。

第2款公債費32万4,000円、バス購入時の債務の元金と利子の償還金、第3款予備費50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入でございます。第1款使用料及び手数料45万円、第2款繰入金1,079万3,000円をそれぞれ計上しております。

なお、詳細につきましては、23ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝課長にちょっとお伺いします。

急激なガソリン高騰も含めて、バス事業の会計も一緒なんですけど、この入札、前年度からいつも繰り越して事業を継続して、契約して、スクールバスは運行してもらいよるんですが、ちょっと見直さないかん点も、運行費に関しては予測されるもんがあるんやったら、補正で多分上がってくると思うんですが、ちょっと結構運行しゆう会社の方々、厳しい経営状況の中で、やっぱり子どもたちのスクールバスに関しては、少し余裕がある運行経費等々をちょっと見合っただけのような配慮のことに関して、経過、いや、十分ですということであればですけど、またお答えいただきたいと思います。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝金額につきましては、今現状では問題ないかと思っておりますが、今後、そのような金額、燃料費とか、予期せぬことがございましたら、またそれなりに検討をしていきたいと考えております。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第27号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》

○大崎委員長＝続きまして、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

順次執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書57ページ、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の18ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、職員人件費更正は、退職者の増加で5,135万7,000円の補正となっております。

第9目諸費は、国庫返還金更正1,142万3,000円、第10目財政対策費、減債基金積立金更正1億1,710万3,000円は、臨時財政対策債に係る交付税が前倒しで措置されたため、一旦積み立てるもの、及び学校施設に関する起債の市負担分について、すさきがすきさ応援基金を財源に積み立てるものでございます。

次に、25ページ、第13款諸支出金第1項公営企業費は、第2目バス事業特別会計繰出金として91万7,000円の補正、第3目下水道事業会計繰出金として1,000万円の減額、次のページ、26ページに移りまして、第4目水道事業会計繰出金として1,049万5,000円の補正となっております。

続きまして、8ページにお戻りください。第3表債務負担行為補正でございますが、庁舎警備業務委託につきまして、期間を議決費から令和8年度まで、限度額は1,554万5,000円として追加をお願いするものでございます。

最後に、9ページの第4表地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきまして、限度額を5,240万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり追加するとともに、公共事業等を4,450万円に、緊急防災・減災事業を2億300万円に、過疎対策事業を44億1,590万円に、緊急自然災害防止対策事業を1億4,140万円とし、起債総額を2億630万円減額し、48億7,910万円に変更しようとするものでございます。

総務課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝文化スポーツ・観光課所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書18ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費でございます。説明欄を御覧ください。1項目めの、まち全域がサービスエリア構想推進事業費更正減40万円につきましては、SAT構想推進事業費

補助金におきまして、当初、1事業当たり20万円の5件分の補助事業を見込んでおりましたが、本年度の補助申請は3件でございましたので、残予算を減額更正するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。第7款商工費第1項商工費第3目観光費でございます。説明欄を御覧ください。観光費更正減150万円につきましては、須崎市観光協会を補助事業者といたしました周遊促進・滞在延長支援事業費補助金、いわゆるどっぷり高知補助金でございますが、これにおきまして、当初、250万円を計上しておりましたが、県との事業内容等調整の中で150万円減額となりましたことから、残予算を減額更正するものでございます。

続きまして、8ページでございます。第3表債務負担行為補正を御覧ください。一番下のスポーツセンター指定管理業務委託でございます。期間を議決日から令和10年度まで、限度額を1億6,877万1,000円として債務負担行為を行うものであります。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝税務課長。

○青木税務課長＝市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、税務課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の18ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、説明欄の重点支援地方交付金事業費、定額減税・調整給付事業503万9,000円の減額でございます。内訳といたしまして、役務費が20万9,000円、扶助費が483万円で、実績による減額でございます。

以上、よろしくお願ひします。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝続きまして、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算(第11号)についてにつきましては、企画情報課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書の18ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費でございます。説明欄を御覧ください。まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正1億円につきましては、高知信用金庫からの企業版ふるさと納税によるもので、まち・ひと・しごと創生推進事業基金に積立てを行うものであります。

次に、第7目情報管理費でございます。説明欄を御覧ください。情報管理費更正減1,829万9,000円につきましては、委託料として、文書管理システムを用いた決済作業に添付する書類の編集アプリの導入委託事業の事業費確定に伴う91万円の減額と、使用料及び賃借料では、自治体情報システムの標準化に伴い、当初、国から提案がありましたガバメントクラウドを使用する予定でしたが、他のク

ラウドの利用により経費削減ができましたので、1,738万9,000円の減額を行うものとなります。

次に、25ページをお願いいたします。第13款諸支出金第1項公営企業費第2目バス事業特別会計繰出金の説明欄、バス事業特別会計繰出金更正91万7,000円につきましては、国庫補助金額の上限額変更に伴い、国庫補助金が減額となったことから、一般会計からの繰出金について更正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝続きまして、防災課所管分となります。

別冊補正予算書18ページをお開きください。第2款総務費第1項総務管理費第12目防災対策費704万円の補正額について御説明いたします。この補正予算につきましては、国の令和7年度補正予算事業である地域未来交付金に係る地域防災緊急整備型事業として孤立が想定される緊急避難場所へのエアーテントの整備に要する需用費の更正です。

なお、配置場所につきましては、沿岸半島部を予定しております。

次に、6ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正の追加でございますが、第2款総務費第1項総務管理費の防災対策費で1,602万7,000円、木造住宅耐震化促進事業費に3,410万2,000円、ブロック塀等耐震対策事業費が200万円、老朽住宅等除却事業費で1,809万5,000円を追加とし、件数につきましては、耐震事業で17件、ブロック塀事業で5件、除却事業で11件となっております。

次に、7ページの第9款消防費第1項消防費の消防防災設備整備事業費は、多ノ郷分団、須崎分団安和班のポンプ車両更新に係る3,592万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、8ページの変更でございますが、第9款消防費第1項消防費の消防屯所建設事業費につきましては、896万円を増額し、1億5,356万円に更正するものであります。

以上でございます。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書20ページをお願いいたします。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。子育て支援金支給事業費100万円の更正減、児童扶養手当事業費300万円の更正減、助産施設利用事業費100万円の更正減につきましては、いずれも事業見込みにより減額するものでございます。

続きまして、第2目児童措置費でございます。保育協会補助金1,884万3,

000円、児童手当給付費3,000万円の更正減につきましても、事業の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、予算書、手前に戻りまして、8ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正分でございます。安和保育園管理運営業務委託につきまして、年度開始前に契約が必要なことから、債務負担をしようとするものでございます。限度額は2,888万7,000円、期間は議決日から令和8年度までとするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝学校教育課分について御説明いたします。

別冊補正予算書24ページからでございます。第10款教育費を御覧ください。第2項小学校費第1目学校管理費は、財源更正です。

第3目学校建設費、学校施設整備事業費3,268万2,000円は、新荘小学校、安和小学校、須崎小学校の空調設備工事、多ノ郷小学校給水設備更新工事や給食センターからの受入れ校の受入口の整備工事などの工事が完了し、額が確定したことによる委託料268万2,000円、工事請負費3,000万円の減額でございます。

第3項中学校費第3目学校建設費、学校施設環境改善交付金事業費6,538万3,000円は、須崎中学校と朝ヶ丘中学校の大規模改造工事が完了し、額が確定したことによる需用費6万8,000円、工事監理委託料253万円、工事請負費6,278万5,000円の減額で、学校施設整備事業費240万4,000円は、朝ヶ丘中学校グラウンド改修に係る設計委託が完了したことによる委託料が確定したことによる減額でございます。

第5項保健体育費第2目学校給食費、学校給食センター整備事業費1億2,750万円の減額は、学校給食センター整備工事が完了したことによる委託料250万円、工事請負費1億2,500万円の減額でございます。

次の重点支援地方交付金事業費、小学校給食費補助金交付事業の800万円の更正減は、決算見込みによるものでございます。

次に、7ページ、お戻りください。第2表繰越明許費補正の追加です。第10款教育費第2項小学校費、小学校管理費1,024万7,000円は、プールフロア購入とスクールバスの停留所への駐輪場整備工事に要する経費、学校施設整備事業費5,001万9,000円は、吾桑小学校LED化工事、多ノ郷小学校特別教室空調設置工事に要する経費、次に、第3項中学校費、中学校管理費1,222万8,000円は、プールフロア購入費とスクールバスの停留所への駐輪場整備工事に要する経費、次に、第5項保健体育費、学校給食センター整備事業費3,640万6,000円は、排水路整備工事に要する経費です。これらの事業につきまして、それ

ぞれ次年度に繰り越す必要性が生じたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、8ページ、第3表債務負担行為補正の追加でございます。下から3行目のALT派遣管理業務委託についてですが、令和8年4月から国際交流協定に基づき招致するALT12名は会計年度任用職員として雇用することとしており、そのALTの外国指導等運営や生活支援などの管理について、新年度に向けて委託の調整が必要となりますので、期間を議決日から令和8年度までとし、限度額を4,356万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の7ページでございます。第2表繰越明許費補正、第7款商工費第1項商工費、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費2億3,704万9,000円につきましては、交付決定をいたしております事業につきまして、工場の設備関係の納期が大幅に遅れることなどから、年度内での完了が困難となったため、繰り越しするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の7ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正としまして、第10款教育費第4項社会教育費の文化財保存事業費につきまして、鳴無神社が実施します防災施設整備工事に対して補助金交付を行うものですが、整備しようとする火災発生時の一斉消火の機器が文化財用の特注品であり、受注後の製造開始となることから、工期延長による繰越対応いただくものでございます。金額は66万円となります。

続きまして、8ページになります。第3表債務負担行為補正の追加としまして、表の下から2行目、浦ノ内市民交流会館指定管理業務委託を3年間指定管理者に委託しようとするもので、議決日から令和10年度までの期間、5,834万4,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝説明がぬかっておりましたので、追加いたします。

8ページでございます。第3表債務負担行為補正でございますが、救急業務協定負担金のほうが限度額230万円、次の水門等管理業務委託につきまして、限度額を328万7,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○大崎委員長＝各課、以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第28号 令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第28号令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第28号令和7年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書58ページ、別冊令和7年度須崎市補正予算書につきましては、29ページをお願いいたします。今回の補正予算案につきましては、歳入予算の財源更正を行うものであります。

32ページをお開きください。歳入につきまして御説明いたします。

第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目バス事業費国庫補助金の説明欄、地域公共交通確保維持改善事業費補助金更正減91万7,000円につきましては、先ほども一般会計補正予算内にて御説明をしたとおり、国庫補助金であります地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額の変更に伴い、補助金の更正減となっております。このことから、第3款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金といたしまして、説明欄のとおり、一般会計繰入金として91万7,000円を補正するものであります。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようです。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第32号 須崎市過疎地域持続的発展計画について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

- 堅田企画情報課長＝市議案第32号須崎市過疎地域持続的発展計画についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書62ページでございます。須崎市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

現行の須崎市過疎地域持続的発展計画につきましては、計画期間を5年間としておりまして、本年度末で計画期間が終了することとしております。このことから、新たな須崎市過疎地域持続的発展計画といたしまして、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする計画を策定しようとするものであります。

なお、別冊の計画案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項の規定により、事前に県との協議が調っておりまして、本議会に議案として御提出をしております。

それでは、別冊の須崎市過疎地域持続的発展計画案を御覧いただき、概要を御説明させていただきます。

まず、表紙裏の目次を御覧ください。この計画は、1、基本的な事項と、2、推進する施策として、12の項目から構成をされております。

まず、1ページの1、基本的な事項といたしまして、市の概況や人口及び産業の推移、財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、計画期間等を記載しております。本計画案につきましては、現在の過疎地域持続的発展計画や須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略を踏まえまして策定しており、6ページからの(4)地域の持続的発展の基本方針では、基本理念として、安心して暮らせるまちをつくる、つながりを広げる、デジタル技術を積極活用するの3つの指針を定めて、地域特性や地域資源を活用した持続的発展のための施策を展開することといたして

おります。

次に、11ページからは、2、推進する施策といたしまして、1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、から、先になります。48ページの12、その他地域の持続的発展に関し必要な事項、まで12の項目に分類をいたしてございまして、それぞれの取り組み方針や現状と問題点、その対策、過疎対策事業債を活用する事業の計画及び公共施設等総合管理計画等との整合について記載をしております。

最後に、49ページになります。ソフト事業の特別事業分として区分ごとに整理をして記載をしておりますので、あわせて御確認ください。

以上となります。よろしくお願いたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山さん。

○杉山委員＝1点お聞きしたいんですけども、19ページのオのところですが、重要港湾須崎港の高度化や大型バースの建設、背後地開発など条件整備に努めますというところがよく内容が理解できないので、特に高度化というところの部分と背後地開発というのは一体どういうことなのか、お聞きします。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝お答えいたします。

背後地開発ということで、これからバースのほうを大型化していくに当たって、いろんな面で使用できるような形へ広げていこうと考えているところでございます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝敷地を広げていくということ……。はい、分かりました。

この議案なんです。7ページを見ますと、主要プロジェクトの4、新たな教育の推進のところ。小学校の統合について明記されてございまして、8校から5校に統合しますということが具体的に書かれてるわけなんですけれども、たしか安和小学校については、存続を求める署名が、住民の9割近くの署名が提出をもうされてございまして、そういったところの経緯がありますので、住民合意のない統合には日本共産党議員団としては反対をしておりますので、この議案には反対させていただきます。

○大崎委員長＝はい、分かりました。

反対の意見がありました。御異議がありますので、ほかに意見はありませんかね。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議がありますので、挙手による採決をいたします。

この市議案第32号、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩したいと思います。

午後 3時03分 休憩

午後 3時13分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

若干御存じのように、ちょっと大変なことが起こっておりますので、今、副市長と防災課長のほうは退席しておりますので、このままちょっと進めてまいります。よろしくお願いします。

市議案第33号 指定管理者の指定について

○大崎委員長＝それでは、続きまして、市議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝市議案第33号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書63ページでございます。本議案は、須崎市立スポーツセンターの管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市浦ノ内東分2688番地、特定非営利活動法人すさきスポーツクラブを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第34号 指定管理者の指定について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第34号指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 福本生涯学習課長＝市議案第34号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の64ページになります。本議案は、須崎市立浦ノ内市民交流会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市浦ノ内東分168番地32、浦ノ内地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

- 大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第35号 指定管理者の指定について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

- 小川元気創造課長＝市議案第35号指定管理者の指定についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書65ページでございます。本議案は、すさきまちなか学舎の管理等を、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市東古市町2番2号、特定非営利活動法人暮らすさきを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

- 大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

- 松田委員＝元気創造課長にお伺いします。

すさきまちなか学舎の利用状況、非常に、この間説明も受けて、稼働率も高いし、立地条件の中で頑張ってるなあという評価はさせていただいて、利活用もいろんな事業者さんが入ってくれてるんですけども、当初、この施設が平成30年に造られたことの始まり、当然、古市町の商店街が空洞化される中で、当時の運営としては、防災センターという位置づけで始まって、その防災センターが地域おこし協力隊の方々があって主力で管理したり、運営をしていきゆう中で、頓挫といいましょか、縮小した中で、暮らすさきがずっと運営をしてきているんですが、市がかなりの投資をした中で、こういった空き店舗を利用した、前田耳鼻科のしっかりとした病院跡地だったので、可能性を含めてやりゆうことはすごく評価をされるんですけども、ただ、ここの施設へおんぶにだっこで、今、運営しゆう指定管理、今回提案をいただいている暮らすさきがまたということに関しては、当初、僕らはインキュベーション、あるいはチャレンジショップ的な目的を持って運営をされるんじゃないかなというふうな理解をしようたんですが、目的をもう一度改めて、ちゃんと指針を決めた上で公募するなり、もう、ずぶずぶの流れで指定管理を回していく。それは当然、スポーツセンターとか、前出てきた浦ノ内の自主組織を別の公募をする必要はもろもないというのは我々も理解するところですが、こういった多面的に利用が可能な場所であったりするの、もう一度改めて元気創造課の今、提案しゆうことに対して、説明が納得できれば、反対するものでもないですが、もう少し、今後、指定管理も3年ではなくて、2年にした理由も少し聞いてるんですが、本来、前田耳鼻科を買い上げて、どこかに利活用見いだすところに転売するなり、売却するなり、運営を任すような流れで来ていたものが、ここに来て、また同じかなというところは少し元気創造課長に御説明をお願いしたいと思います。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝お答えいたします。

当初、委員おっしゃっていただきましたとおり、まちなか学舎につきましては、その目的というのは条例のほうに規定しておりますとおり、日常的に子どもから高齢者まで多世代が交流し、防災力の向上、並びにコミュニティ活動等を通じて互いに支え合える地域づくりを推進するための施設として設置しております。この間、平成30年4月1日に設置して以降、指定管理者も途中替わったりしましたがけれども、暮らすさきをお願いしているというような中で、徐々に利活用の方法であったりとか、あと稼働率っていうところも、どちらかといえば、当初の目的っていいいますか、この施設の設置目的から外れない範囲内で、いかに御利用いただけるか、そういったところを協議、検討しながら、現在の利用状況に至っているというふうに考えております。委員おっしゃっていただいたように、現在、稼働率もよくて、なかなか皆様に御利用いただいているっていう状況である中、おっしゃるように、やはり今後、どういった形でもっと利用していただけるか。今の入居いただいている方も当然いらっしゃいますし、一定、今のシェアオフィス、シェアキッチンというのも地域には市としても必要な施設であるというようなことも考えておりますので、現在の利用状況を踏まえて、今後どういった活用がさらに施設の効用を高めていくか、そういったところも検討しながら、考えていきたいというふうに思っております。

○大崎委員長＝松田さん。

○松田委員＝NPO法人ですので、暮らすさきは、本来、この行政が設備をしたところが本拠地であることに少し疑問があって、本来、別の事業をNPOとしてしっかりやっていきゆう中で、そこの運営をやりゆうっていうなら、まず、すごくすっきりとした事業主体があってやりゆう。行政ありきの事業をやろうとしている感がすごくあって、そこに住所を置いちゆうというのはあるので、これはある種、ちょっと疑念も残るところですので、整理をしていただければと思うのが1点と、こういったことも2年以内にちょっと整理していただければと思います。

この2年間で、やはり本来のあるべき賃貸物件、安いから稼働率高いんですね。普通の民間の事務所借りたら、オフィスだったら倍ぐらいかかるような、面積からいうと、単価になっているので、稼働率がいいのはすごく理解できます。それがチャレンジショップ的な位置づけもあって、入居率が高い。そんな中ででも、これって不動産業じゃないがって言われたら、賃貸物件として、NPOは決して不動産業ではないので、そういったところも元気創造課としてはやはり、運営主体が、しっかりとそこが事業の目的と定款上してないので、暮らすさきは、そういったところは法的にいうとアウトです。それは元気創造課として、やっぱりチェックをしっかりとしていかと、トラブルがあってから、いや、知りませんでしたでは、僕らの議会としてもちょっとこれは問題視せんといかん点なので、今回、2年以内にちゃん

とそういったことが整理するという条件でお答えいただけるようだったら、今回の2年間の指定管理、もしくは1年間という変更もと思いましたが、委員の皆さんの声もあって、これは大変な作業になるのではということで、2年間の中でこういったことを整理いただけるか、ちょっと元気創造課長。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝施設の目的のところになりますけれども、シェアオフィス、シェアキッチンということで稼働をしております。その中で、賃貸物件ということではなくて、市としては、あくまでも公の施設として条例上位置づけておきまして、その中に使用料と、そういうことも定めております。今回、暮らすさきのほうには指定管理料のほう、0円ということで、条例上に定めております使用料に当たる部分については、その金額の範囲内で暮らすさきに利用料という形で整理していただいたものを同法人の収入として納めていただいているというようなものになっております。そうした関係から、不動産の賃貸物件というよりは、施設の使用料を利用するという形の稼働をしていただいているというような形で認識をしております。

暮らすさきの定款、あと登記のほうも十分、先日確認できてなかった部分について、ちょっと確認をいたしましたところ、その中に、登記の中に、目的等っていう欄がございまして、その中に、まちづくりの推進を図る活動、観光の振興を図る活動、あと経済活動の活性化を図る活動、それと移住定住の促進に係る事業等々を記載されておきまして、同法人が活動されている目的とするものと、あと、このすさきまちなか学舎での施設の設置目的には合致するというふうに認識をしております。

ただ、松田委員おっしゃるように、正直なところ、この令和8年度末で10年間市が借り上げるこの賃貸借期間というのが切れる状況になっておきまして、また、令和8年4月1日以降は新たに市と所有者との間で賃貸借契約を結ぶようにしてるんですけども、そういったタイミングでもあったので、市としても、本来であれば、この令和8年度末に、今、松田委員おっしゃっていただいたような整理っていうところもするような形でちょっと考えておりましたところ、なかなかまだまだクリアしなければいけない課題等もありまして、ちょっと今回は、これまでは3年間の指定管理ということでしてましたけれども、おっしゃるように、この整理するっていう意味で、この2年間を指定管理にさせていただいて、それまでにはどのような形で整理できるかと。検討した結果、引き続き指定管理、公の施設という位置づけの下、暮らすさきのほうに指定管理をさせるというような、していただくという選択肢も可能性としてはありますけれども、そうした場合には、きちっと整理した理由等含めて、御説明できるように整理したいと思っております。

○松田委員＝ありがとうございました。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

山本さん。

○山本委員＝ちょっと暫時休憩でよろしいですか。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時33分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にいろいろ意見もありましたけど……。

暫時の間休憩します。

午後 3時33分 休憩

午後 3時34分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

だんだんと意見がありましたけど、採決いたします。

御異議がありましたので、挙手による採決を行いたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝3。3っていうことは僕。

○土居委員＝いや、棄権が1。

○松田委員＝悩みゆけ、ちょっと考えたいって言って、中立で出ていった。

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものに決しました。

市議案第38号 指定管理者の指定について

○大崎委員長＝続き増して、市議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第38号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の68ページでございます。本議案は、須崎市立安和保育園の管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7

号、社会福祉法人須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○大崎委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第25号 「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願い

○大崎委員長＝続きまして、陳情の審査に入ります。

陳情第25号「オンライン接見の実現」及び「被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン・電話による外部交通の施設整備と運用拡充」を求める決議・意見書採択のお願いを議題といたします。

皆さんも文書はもう御覧になったと思いますので、皆さんの御意見をお伺いいたします。

土居さん。

○土居委員＝願意妥当で、賛成したいと思います。

○大崎委員長＝ほかに御意見ありませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝採択がいいと思います。

○大崎委員長＝採択で、はい。

反対の意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、陳情第25号を採決いたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものと決しました。
-

陳情第26号 再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）

- 大崎委員長＝続きまして、陳情第26号再審規定の改正を求める意見書発出について（お願い）を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

杉山さん。

- 杉山委員＝採択すべきと思います。

- 大崎委員長＝はい。

杉山さんから採択すべきという意見がありますが、ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝そしたら、ないようですので、今、採択の意見を言われましたので、ないようですので、陳情第26号を採決いたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものと決しました。
-

陳情第27号 須崎市における相撲場新設について

- 大崎委員長＝続きまして、陳情第27号須崎市における相撲場新設についてを議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

山本さん。

- 山本委員＝採択で。

- 大崎委員長＝杉山さん。

- 杉山委員＝陳情文を読みましたら、須崎市が非常に相撲文化が高かったんだということで、私はそういった認識なかったので、ああ、そうやったんやというふうな、その歴史的なことも知ることができて、相撲文化のもう一度、須崎市の相撲が発展

する、相撲文化の発展が期待ができるというようなこともあろうかと思えます。交流の場にもなるっていうようなことも聞きましたので、それはそれで、今、発言してるのは、土俵があれば、そういったことが期待できるんだろうということは認識をしたところなんですけれども、ただ、以前、朝ヶ丘中学校にあった土俵が最近撤去されていると思います。相撲人口がこの少子化の中で今後どれだけあるのかなっていうようなことも考えて、近隣にも、県内には幾つかあると。今現在、須崎市でも須崎総合高校の土俵を利用して練習はできている状況ということも聞きまして、その陳情の中には、須崎総合高校の土俵が県の施設であるために、ちょっと使いにくいんだというようなことが書かれてまして、だとしたら、須崎市と県、また高校、そのクラブですね、陳情者のクラブとで話し合いなどをして、より利用しやすい形をつくっていくというようなことも検討できるんじゃないかなということ、既存施設の活用っていうのも当然、新設の前に検討すべきではないかと思うので、ちょっと継続を、私は継続審査としたいなと思えます。

○大崎委員長＝今、賛成と継続が出ておりますけど、あとはないですかね。

そしたら、まず、継続審査という意見が出ておりますので、まず、継続審査にするかしないかというので、皆さんにお諮りします。

お諮りします。

陳情第27号について、採決いたします。

継続という御意見がありますので、まず、継続審査について挙手により採決いたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手少数でございます。よって、継続審査は否決されました。

次に、陳情第27号を採決いたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものと決しました。

以上で当委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

その他

○大崎委員長＝ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝なければ、以上で総務文教委員会を散会いたします。

~~~~~

○午後 3時43分 散会